

変わる滋賀 続く幸せ
Evolving SHIGA



令和3年度に向けた

国の施策および予算に関する 提案・要望



滋賀県と彦根市は令和6年度の彦根城の世界遺産登録を目指しています。

滋賀県

令和3年度に向けた国の施策および予算に関する

提案・要望

人 自分らしい未来を描ける生き方

- 提案・要望 1 滋賀国スポ・全国障害者スポーツ大会開催延期による影響を緩和するための支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 提案・要望 2 「知る・守る・活かす」文化財の保存継承に向けた取組への支援・・・・・・・・・・ 3
- 提案・要望 3 保育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 提案・要望 4 障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 提案・要望 5 慢性の痛み対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 提案・要望 6 鉄道駅のバリアフリー化・ホームドア整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

社会 未来を支える 多様な社会基盤

- 提案・要望 7 農業農村整備事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 提案・要望 8 国土強靱化の取組の着実な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 提案・要望 9 県土の発展と強靱化に資する道路整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 提案・要望 10 住民の命とくらしを守る治水対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 提案・要望 11 気候変動を見据えた土砂災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 提案・要望 12 滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 提案・要望 13 地域公共交通再生に向けた取組支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 提案・要望 14 広域幹線鉄道ネットワークの維持・改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 提案・要望 15 浄化槽設置整備事業における財政的支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 提案・要望 16 時代の変化に対応する警察活動推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

環境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

- 提案・要望 17 自然公園における廃屋対策に係る法制度の整備および財政支援制度の創設・・・・ 39

全体の推進

- 提案・要望 18 新型コロナウイルス感染症を踏まえた持続可能な地方税財政基盤の確立・・・・ 41

滋賀国スポ・全国障害者スポーツ大会 開催延期による影響を緩和するための 支援の充実

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



- ▶新型コロナウイルス影響下における新たな国スポ・障スポ大会のあり方検討や感染症対策、本県の両大会延期に伴う経費増加、影響を受ける選手への支援を図りたい。
- ▶スポーツ施策推進やスポーツ施設整備等のための支援の充実を図りたい。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】総務省、財務省、文部科学省

両大会開催延期による影響を緩和するための支援の充実

- 新型コロナウイルス影響下における新たな大会開催のあり方を検討すること
- 感染症等に伴う両大会の延期についてのルールを定めるに当たっては、本県に影響が及ばないように日本スポーツ協会等と共に検討すること。
- 両大会延期の影響についての財政支援を拡充・継続すること。特に、延期の影響を受ける選手や競技団体に対し、令和6年開催の佐賀国スポへの予選免除による出場や、スポーツ振興くじ助成金の適用拡大等の対応策を講ずること。
- 国民体育大会施設基準および各競技団体の競技規則の弾力的な運用を日本スポーツ協会・中央競技団体へ指導すること。
- 両大会運営費に対する支援の充実と財源の確保を行うこと。
- 両大会の開催にかかる施設整備について、財源の確保、地方債の充当率の嵩上げ、元利償還金に対する地方交付税上の措置の拡充など、支援制度の充実に向けた検討を行うこと。
- 2024年のパリオリンピック・パラリンピック等に出場されるトップアスリートの滋賀国スポ・障スポへの出場など大会の盛り上げに向けた協力を行うこと。

<スポーツ庁の概算要求等の状況>

○国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催補助 816百万円 (R2: 543百万円)

2. 提案・要望の理由

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く可能性を考慮し、式典、参加者数、競技実施方法等の見直しを含む両大会全体のあり方の検討が必要。また、安全・安心な大会運営を図るため、感染症対策に当たって、国による財政支援などの対策が必要。
- 本県の両大会延期に伴い、開催経費が増加するほか、2024年に照準を定め、強化に取り組む選手、とりわけターゲットエイジの選手への影響が非常に大きい。
- 開催県および市町の負担軽減のため、国民体育大会施設基準、各競技団体の競技規則の弾力的な運用が必要。
- 各地方におけるスポーツ推進のため施設整備や人材育成などは、国全体で取り組むべき喫緊の課題であることから、スポーツ施設の整備・充実にあたって国による支援が不可欠。
- 学校施設環境改善交付金では、ラグビーワールドカップレガシー創出のためのメニュー追加で令和元年度に当県の施設整備で採択いただいたが、今後、配分金総額の増額や対象施設の拡充など、地方の特性やニーズに応じたより実効性の高い支援制度への拡充が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 両大会開催に向けた取組状況および今後の予定

○長年、2024年開催を目標に開催準備や選手強化を図ってきたが、開催が1年延期となる。

【大会愛称・スローガン】



【ターゲットエイジ強化選手
指定証授与式 (R1)】

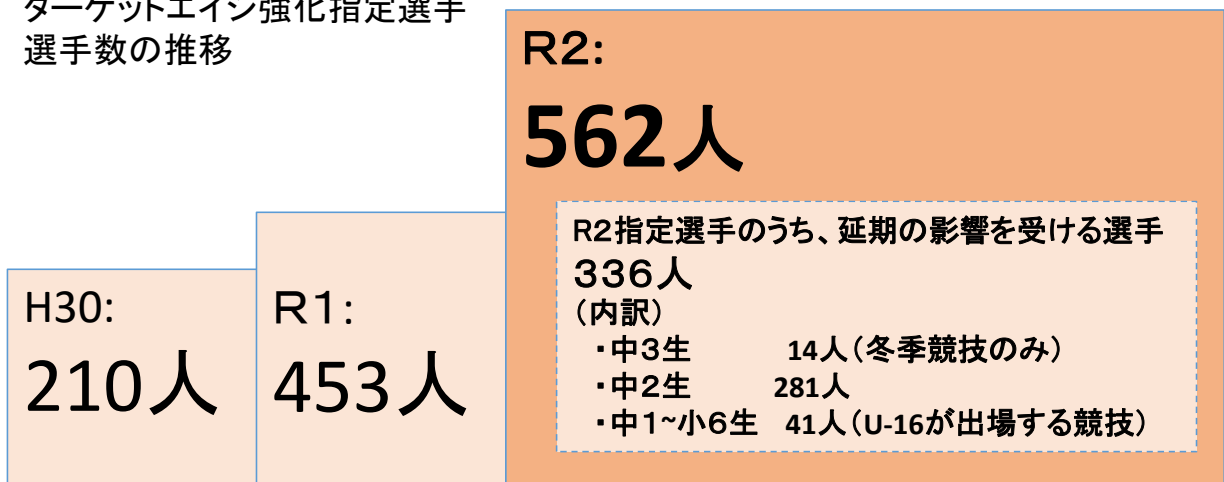


【ターゲットエイジ強化選手
(セーリング競技) (R2)】



○ターゲットエイジ重点強化事業 (H29～：選手指定は H30～)

ターゲットエイジ強化指定選手
選手数の推移



(2) 国民体育大会施設基準・各競技団体競技規則の弾力的な運用

○中央競技団体正規視察において下記の指摘を受けているが、柔軟な対応をお願いする。

競技名	中央競技団体正規視察における指摘事項等
サッカー	・少年男子・準々決勝以降の試合における人工芝使用不可
カヌー(スプリント)	・競技規則に定められた水深1.5mの確保
ライフル射撃(CP)	・標的回転速度(0.3秒)の確保
テニス	・照明設備の確保
バレーボール(ビーチバレー)	・施設基準(練習会場1面)以上の練習会場の2面確保
ソフトボール	・1種別2面のうち、1面は照明を設置(仮設可)
軟式野球	・両翼までの距離(91m以上)不足への対応 ・内外野の段差解消

担 当：文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会課
総務企画係 TEL：077-528-3321

「知る・守る・活かす」 文化財の保存継承に向けた取組への支援

4 質の高い教育を
みんなに



- ▶文化財の確実な継承に向けた保存・活用への支援の充実を図りたい。
- ▶文化財の保存・活用を支える地方公共団体における文化財保護技術者の確保・育成に対する支援をお願いしたい。

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 文化財補助事業等の拡充

- 県及び市町で行う文化財の確実な継承に向けた保存・活用への支援の充実および補助率の引き上げ

(2) 文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画に基づく施策への支援の充実

- 「文化財保存活用大綱」及び「文化財保存活用地域計画」に基づく、地域の文化資源の継承・磨き上げ施策に対する支援の充実

(3) 文化財の保存活用を進めるための人材の確保・育成に対する支援

- 文化財の保存・活用を支える地方公共団体における文化財保護技術者の確保・育成に対する支援

<概算要求等の状況>

【文部科学省】文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等 11,957 百万円（前年度予算額 6,670 百万円）、博物館等文化拠点機能強化・地域文化観光推進プラン 5,017 百万円（前年度予算額 2,001 百万円）

2. 提案・要望の理由

- 新型コロナウイルス感染症の影響によって、人々の意識や生活様式とともに、社会状況が大きく変化する中で、文化財を取り巻く環境も大きな影響を受け、地域によって支えられてきた本県の文化財の特徴を今後も保持していけるかが、県内全域において大きな課題。（滋賀県の国宝・重要文化財件数：全国4位）
- 地域に根付く文化財をより多くの人々の支えにより守りつづけるため「滋賀県文化財保存活用大綱」を策定し、市町の「文化財保存活用地域計画」の策定を支援。
- 文化財を確実に継承するための支援の充実に加えて、文化財の魅力向上に向けた取組に対する支援が必要。
- 文化財の保存と活用を行うために、文化財保護技術職員の確保・育成が重要。地方公共団体における取組に対して、国として支援いただくことが極めて重要。

(本県の取組状況)

(1) 文化財補助事業等の拡充

《「幻の安土城」復元プロジェクト》

- 安土城の実像を解明し、目に見える形で復元することで、安土城の魅力を広く発信することを目的に実施。

安土城の実像解明に向けて赤色立体地図作成を行ったほか、安土城見える化の方向性・方法を検討。今後、安土城の情報を発信する中核施設である県立安土城考古博物館の機能強化に向けて基本計画を策定。(滋賀県)

《国史跡伊勢遺跡保存整備事業》

- 国史跡伊勢遺跡を未来に継承するとともに、多くの方に活用していただくため、遺構展示施設や展望施設、外構施設の整備工事を実施。(守山市)



(2) 文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画に基づく施策への支援の充実

- 大綱：県立高等学校での「文化財を知り、考える」授業の実施

「みんなで文化財の保存継承を支えあう地域づくり・人づくり」のため、県立高等学校において、教育現場と連携し学校周辺のフィールドワークと講義、グループワークを実施。

- 文化財保存活用地域計画：草津市・甲賀市（令和2年7月17日認定）

・史跡草津宿本陣の整備活用事業 ・史跡紫香楽宮跡の整備活用事業

- 現在、7市1町で文化財保存活用地域計画を策定中

(3) 文化財の保存活用を進めるための人材の確保・育成に対する支援

- 文化財の保存と活用を行うために、文化財保護技術職員の確保・育成が重要。より適切に文化財を保存・活用するための人材の確保にむけた取組を実施。

- さらに技術を向上させるためにも、他自治体や機関との人事交流等の取組が必要であり、実施に向けた国等の支援が必要。

担当：文化スポーツ部 文化財保護課
管理係 TEL：077-528-4671



保育環境の充実

- 人間形成の極めて重要な時期に行われる保育の支援の量の拡充と質の向上は大変重要であり、そのためには施設整備による受け皿確保に加え、保育人材の確保と保育に携わる職員にとって働きやすい職場環境を一層充実させることが必要である。

【提案・要望先】内閣府、厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 保育士有資格者の届出制度の創設

- 保育士有資格者が離職時等に住所などの連絡先の情報を届け出る制度の創設

(2) 保育士等の更なる処遇改善

- 将来に希望が持て、保育職場に定着できるための、更なる処遇改善の実施

(3) 保育士等の配置基準の見直し

- 保育士の業務負担軽減と保育の質の向上に向けた保育士配置基準の早期見直し
- 公定価格の基準を超え、調理員を配置している施設に対する支援

(4) 待機児童解消のための新たなプランによる支援の充実

- 待機児童を確実に解消するための地域特性に応じた支援の充実

概算要求の状況

《内閣府》子どものための教育・保育給付等 1兆4,744億円+事項要求 (R2:1兆4,744億円)

《厚生労働省》保育人材の確保のための総合的な対策

145億円+新型コロナへの対応など緊要な経費として事項要求 (R2:190億円)

2. 提案・要望の理由

(1) 保育士有資格者の届出制度の創設

- 本県における昨年度の平均有効求人倍率は、大幅に増加し3.46倍
- 今後、保育士確保のためには潜在保育士の活用が不可欠であるが、所在把握ができず、再就職のアプローチが困難であり、全国的な仕組みづくりが必要

(2) 保育士等の更なる処遇改善

- 保育士として働きたくない理由は、「給与に不満」、「仕事量が多く、身体的な負担が大きい」、「休暇が取れない・取りづらい」などが大きな要因 (R2.2保育士実態調査)

(3) 保育士等の配置基準の見直し

- 保育士の負担軽減に向けて事項要求されてきた配置基準の見直し (1歳児6:1→5:1、4・5歳児30:1→25:1) の早期実現が必要
- アレルギー成分を除去しなければならない児童が増加しており、安全で安心な給食を提供するため、公定価格の基準を超えた調理員配置への加算等による支援が必要

(4) 待機児童解消のための新たなプランによる支援の充実

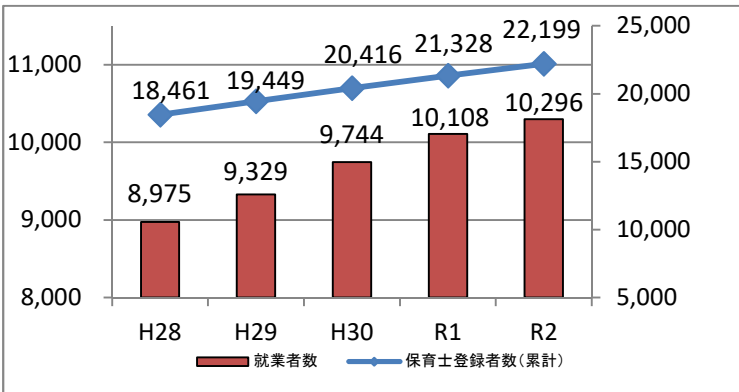
- 子育て安心プラン最終年度における待機児童の解消が困難な状況
- これまでの取組に加え、各市町が抱えている課題に応じた多様な支援が必要

(本県の取組状況と課題)

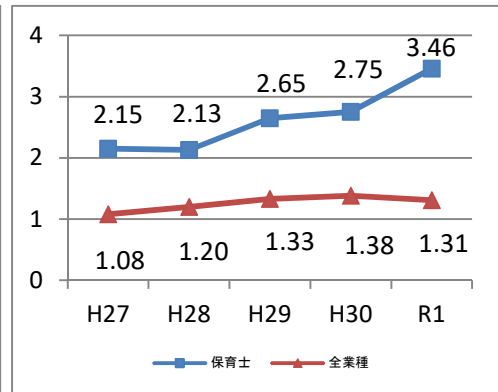
(1) 保育士有資格者の届出制度の創設

○県内登録保育士の就労は半数(46.4%)にとどまっている ○保育士確保が一層困難

〔県内の保育士登録者(累計)と就業者数 (R2 暫定値)〕



〔県内の年度平均有効求人倍率〕



○住所や就労等の情報を届けていただく「保育士有資格者登録制度」を創設し、潜在保育士の保育現場への復帰を推進

(2) 保育士等の更なる処遇改善

○県内の給与状況「決まって支給する現金給与額(男女計)」

滋賀県 全産業 33.7万円 > 保育士 24.1万円(差額 9.6万円)

(全国 全産業 33.8万円 > 保育士 24.5万円(差額 9.3万円))

(出典：令和元年賃金構造基本統計調査をもとに算出)

○本県が令和2年度に実施した保育士実態調査の結果

- ・勤続年数が3年未満の退職者が多いこと
- ・仕事量が多く、責任が重いことなど、仕事内容に見合った給与となっていないことから、保育士として働きたくないと考えていること
- ・身体的な負担や休暇が取れないことなど、労働環境の改善が望まれていること

(3) 保育士等の配置基準の見直し

○1・2歳児の保育士配置が5:1となるよう加配に要する経費を民間保育所等に補助

○現場の調理員は、離乳食や衛生管理、食育指導に加え、アレルギー除去のための業務が求められ、現行の基準による体制では対応が困難

〔H29 県内のアレルギー対応が必要な児童数(保育認定)〕 (本県調べ)

	利用児童数(A)	アレルギー疾患対応が必要	うち食物アレルギー(B)	アナフィラキシー対応「エピペン」の保管状況(人分)	食物アレルギー疾患児童の割合(B/A)
公立	12,092	872	746	37	6.2%
私立	20,412	996	907	47	4.4%
計	32,504	1,868	1,653	84	5.1%

(4) 待機児童解消のための新たなプランによる支援の充実

○待機児童対策協議会において、市町や関係者、保育団体とともに、保育人材の確保対策など実行性のある取組を検討実施

担当：健康医療福祉部子ども・青少年局子育て支援室
TEL 077-528-3557

障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源確保

- 障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの整備を計画的かつ確実に実施するための予算規模の維持
- 重症心身障害や強度行動障害等の重度障害者を支援するための事業所整備に対するかかり増し経費への加算の充実

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域特性や利用者の状況に応じて地域生活支援事業を計画的かつ確実に実施するための必要な財源の確保
- 地域特性等に関わらず障害者の社会参加に不可欠な移動支援事業の地域生活支援促進事業への位置付けの見直し

<厚生労働省の概算要求等の状況>

【概算要求】	障害福祉サービス提供体制の基盤整備	71 億円
	地域生活支援事業等の拡充	517 億円

2. 提案・要望の理由

- 今年度障害福祉計画の見直しを行っており、新たにサービス整備目標が設定され、また市町や圏域毎の整備を目標とする地域生活支援拠点等、計画的に事業所等の整備を行うためには、施設整備にかかる現在の予算規模が必要。
- 入所施設から地域生活への移行等、重度障害者の地域生活を支援するためには、その障害特性に対応できる受入事業所の充実が必要であり、その対応のためのかかり増し経費への施設整備補助における評価が必要。
- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の6割程度にとどまっているが、地域の特性等に応じ、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施しており、その安定的、継続的な事業実施のためには、十分な財源の確保が必要。
- 特に、移動支援事業は障害者の社会参加に不可欠なサービスであり、市町の地域生活支援事業において最もニーズが高いため、安定した財源確保が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源確保

- 民間心身障害児者施設整備費国庫補助金については、国において予算拡大をいただき、近年高い充足率で国庫内示をいただいているが、予算規模拡大前からの未整備案件の累積や老朽化対応等の新たな課題もあり、予算規模が維持されないと計画的な事業所整備が難しい。

【国庫補助実績】

年度等	H29 当初	H29 補正	H30 当初	H30 補正	H31 当初	R1 補正	R2 当初	平均
国庫補助内示率	55.6%	91.9%	93.9%	65.0%	100%	34.7%	100%	80.0%
採択数/協議数	8/11	22/22	3/3	2/6	1/1	7/13	11/11	80.6%

- 重症心身障害者の対応のための、大型バギーや機械浴槽等に対応するためのスペースの確保や人工呼吸器等への対応のための設備整備、強度行動障害者の対応のための強化ガラスの導入や個人にあわせた環境整備等のかかり増し経費が必要となるが、国庫補助金に加算等の制度がないため、県単独の上乗せ補助を実施。

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 国庫補助実績（県事業・市町事業計）

	H27	H28	H29	H30	R1
国庫所要額	1,038,932	1,050,730	1,122,004	1,159,235	1,204,387
国庫受入額	645,642	647,593	725,780	745,504	753,942
充足率	62.1%	61.6%	64.7%	64.3%	62.6%

- 移動支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費の21%(R1実績)と最も高い割合を占める事業の一つであり、障害者の社会参加を促進するためには安定した財源確保が必要。

担当：健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係 TEL 077-528-3544

社会活動係 TEL 077-528-3542



慢性の痛み対策の推進

- 全人口の20%が有しているとされる慢性の痛みについては、本人のQOLの向上のため取組を推進することが極めて重要であることから、一層の支援を図りたい。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業の地域定着

- 慢性の痛みへの対応を充実させるため、各都道府県に「痛みセンター」が設置され、継続的・安定的に運営できるための仕組みづくり
- 「慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業」について、地域医療の推進に向けた先駆的な取組を後押しするための更なる財政的支援

＜厚生労働省の概算要求等の状況＞

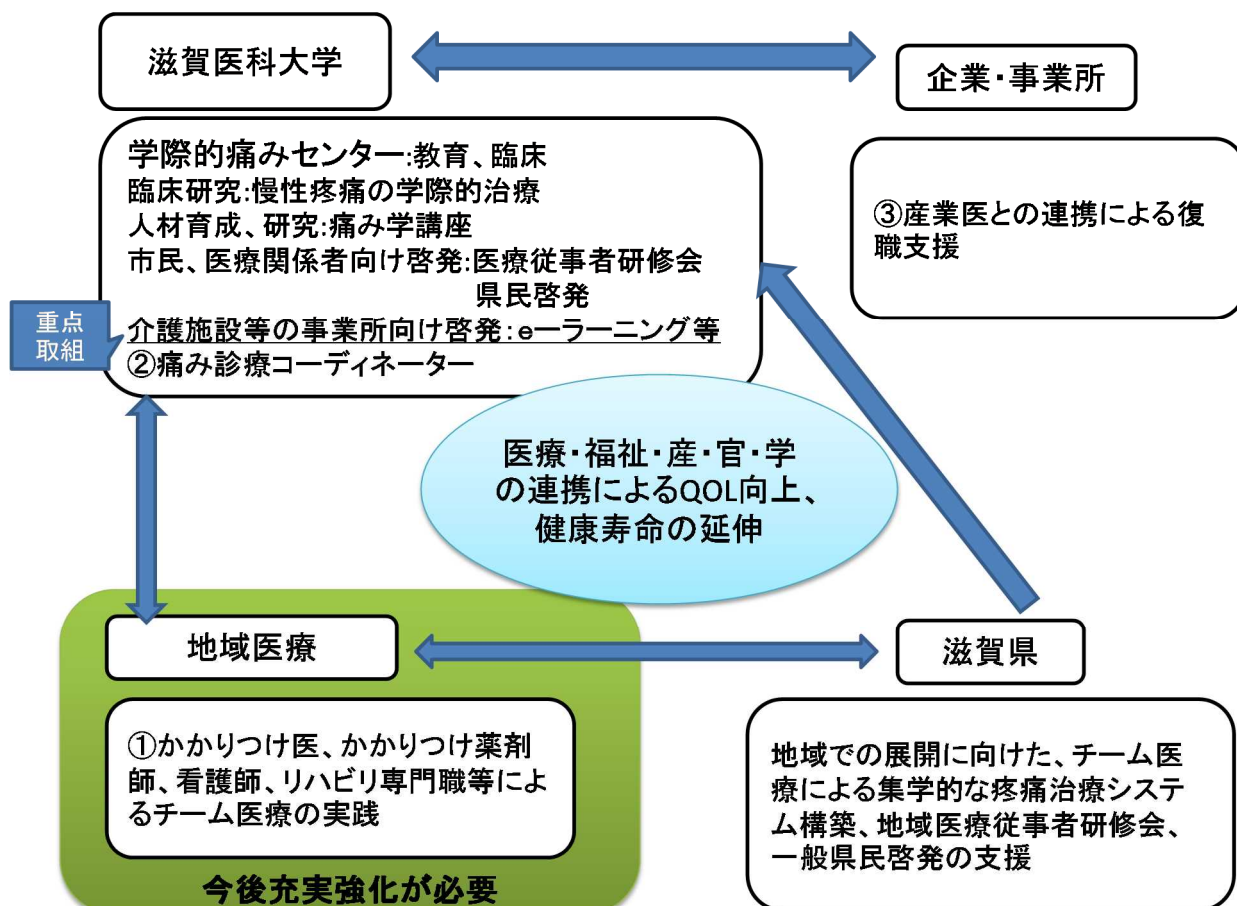
【概算要求】	痛みを対象とした医療体制の構築 慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業	88百万円
--------	---	-------

2. 提案・要望の理由

- 慢性の痛みへの対応を充実させるため、診療連携体制の拠点である「痛みセンター」を中心に、医師・看護師・薬剤師・リハビリ専門職・臨床心理士などの医療従事者の人材育成の強化が必要であり、各診療科・職種横断的な集学的診療体制の構築が必要。
- 慢性の痛みの予防、重症化防止、円滑な就労支援のためには、社会福祉施設等の産業保健スタッフ、管理職、社員の理解を深めるための啓発活動が必要。
- 令和元年度に全国8か所で実施された「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」の近畿地区では「痛みセンター」と開業医のネットワークづくりが進められ、事業成果として軽易な疼痛治療は地域の診療所の理学療法士等が対応し、専門病院は診療所で対応できない複雑な疼痛治療を行う等の役割分担が明確になってきた。
- 一方、「痛みセンター」の設置に必要な器質的な医療の専門医、精神心理の診療の専門家、診療・評価・治療を補助するスタッフ等の配置に係る全ての経費を診療費で賄うことが難しい状況である。このため、「痛みセンター」での診療について、必要なスタッフの配置を含めた診療報酬の加算対象とする等、各都道府県に「痛みセンター」が設置され、継続的・安定的に運営できるための仕組みづくりが必要。

(本県の取組状況と課題)

- 本県においては、滋賀医科大学医学部附属病院(ペインクリニック科)に平成25年から「痛みセンター」が設置されている。令和元年度からは滋賀医科大学医学部附属病院ペインクリニック科 福井聖病院教授が「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」(近畿地区)の代表者として、近隣医療機関との連携や人材育成を進めているところ。(「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」には平成29年度から参加)
- 滋賀医科大学附属病院の「痛みセンター」においては、先駆的に①地域医療の推進に向けた医療人材の育成や、②「痛みセンター」とかかりつけ医の連携体制の構築、③産業医との連携による勤労世代の復職支援、④社会福祉施設等への啓発に向けた教育コンテンツの作成に取り組んでいる。
- 本県では滋賀医科大学の「痛みセンター」が有効活用されるよう地域医療総合確保基金を活用し、滋賀医科大学に対して補助事業を実施している。
- しかし、「痛みセンター」運営は経費的に不安定であり、将来に渡り、必要なスタッフを安定的に雇用できるようにするためには診療報酬加算等の仕組みが必要。



担当：健康医療福祉部健康寿命推進課難病・小児疾病係
TEL 077-528-3547



鉄道駅のバリアフリー化・ホームドア整備の推進

- 歳を重ねても身体が不自由になっても安心・安全で行きたいところに行き、暮らしていける社会を目指していくため、バリアフリー化整備への支援を拡充されたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 鉄道駅のバリアフリー化のさらなる促進

- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」について、利用者数に関する要件の緩和と、「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」の追加

(2) ホームドアの設置の推進

- 利用者数が10万人未満の駅に対するホームドア整備の積極的な推進

<国土交通省の概算要求等の状況> 【概算要求】

- | | |
|------------------------------|------------------|
| ・鉄道ネットワークの充実 | 200億円（対前年比1.01倍） |
| ・地域公共交通や観光地・宿泊施設等のバリアフリー化の推進 | 382億円の内数 |

2. 提案・要望の理由

(1) 鉄道駅のバリアフリー化

- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、「一日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上」である駅については、令和2年度までに、原則として全てについて移動等円滑化を実施することとされている。
- 利用者数3,000人以上の駅については一定の整備が進んでおり、さらなる高齢化の進展等に対応するため、段階的な対象駅の拡大が必要。
- また、高架等に設置された駅では、エレベーター等の設置が不可欠であるため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の対象要件に、「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を加えることで、施設設置管理者の取組を期待。

※本県ではJR湖西線が全線で高架・盛土により建設され、全ての駅が高所に設置。

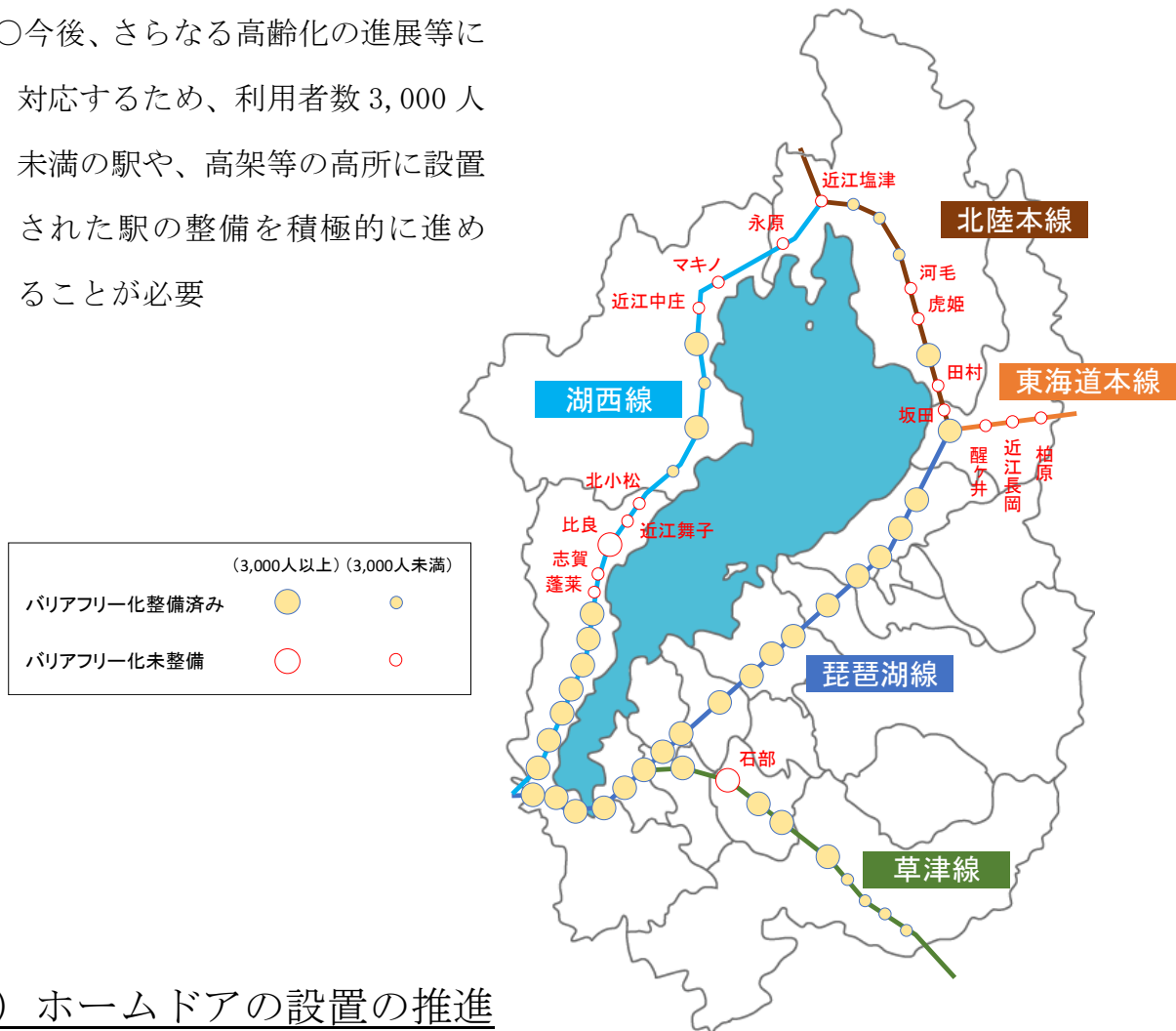
(2) ホームドアの設置の推進

- 交通政策基本計画において、利用者数が10万人以上の駅への優先的な整備を行うこととされているが、対象駅は都市部に偏在。
- 10万人未満の駅でも人身事故が多い駅に積極的に設置を進めることが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 鉄道駅のバリアフリー化

- 本県では、これまでから「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき鉄軌道駅のバリアフリー化を推進
- 県内JR駅では、利用者数3,000人以上では35駅中33駅が整備済みであり、未整備駅（石部駅・比良駅）についても令和2年度に着手予定
- 今後、さらなる高齢化の進展等に対応するため、利用者数3,000人未満の駅や、高架等の高所に設置された駅の整備を積極的に進めることが必要



(2) ホームドアの設置の推進

- 利用者数が10万人未満の駅でも人身事故が多い駅に積極的に設置を進めることが必要

瀬田駅、南草津駅	4件
大津駅、膳所駅、栗東駅、野洲駅、安土駅	3件
唐崎駅	2件

過去5年間の鉄道駅における人身事故発生状況（2件以上発生駅） ※JR西日本より提供

担当：土木交通部交通戦略課交通プロジェクト係 TEL 077-528-3684

農業農村整備事業の推進

2 飢餓を
ゼロに



6 安全な水とトイレ
を世界中に



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



17 パートナリシップで
目標を達成しよう



- 農業生産基盤の強化や農村を支える共同活動等への支援は、農業・農村の持続的な発展に重要。よって、農業農村整備事業の一層の推進を図りたい。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】総務省、財務省、農林水産省

(1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大および財政支援の拡充・継続

- 農業農村整備事業関係予算の令和3年度当初予算枠の拡大および令和2年度補正予算の確保
- 「ため池特措法」の成立等を踏まえ、ポスト「3か年緊急対策」および関連する地方財政措置を令和3年度以降も継続
- 農業水利施設の長寿命化対策や防災・減災対策にかかる定額補助制度や財政支援の継続、および気候変動等に対応する施設の維持管理に関する支援強化
- 多面的機能支払および中山間地域等直接支払制度の予算確保

(2) 地域の実情に応じた整備の推進

- 国営農地再編整備事業「東近江地区」着工に向けた地区調査の着手

<農林水産省の概算要求等の状況>

【概算要求】 農業農村整備事業関係予算 5,408 億円 (令和2年度予算額 4,433 億円)

2. 提案・要望の理由

- 農業競争力強化のための農地整備、農業水利施設の長寿命化対策、ため池や干拓施設の豪雨・耐震化対策などを着実に進めるため、農業農村整備事業の令和3年度当初予算枠の拡大および令和2年度補正予算により、新規地区の計画的な採択と継続地区の着実な事業推進を図っていく必要。
- 特に、災害が多発する中、防災インフラの整備を着実に進めるためには地方財政に配慮した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の令和3年度以降の継続的確保が必要。
- また、地域のニーズを反映したハード対策を円滑かつきめ細かく進めるためにも施設の機能保全計画等の策定、ため池のハザードマップの作成等のソフト対策にかかる定額補助制度の継続や地方単独事業にかかる「緊急自然災害防止対策事業債」等の継続が望まれる。また、気候変動による豪雨被害の頻発化・激甚化、農業用ダムの洪水調節機能の強化等に対応できるよう、施設の維持管理に関する支援の強化が必要。
- 人口減少や高齢化の進行、コロナ禍を通じて価値観が高まりつつある農村地域において、農業生産の維持のみならず、集落活性化や多面的機能の維持・発揮に大きく貢献する多面的機能支払および中山間地域等直接支払制度の予算確保が望まれる。
- 東近江市では、生産基盤整備と販売力拡大の両輪により、水田をフル活用した野菜産地の創出を目指しており、次世代を見据えた農業の成長産業化を確固なものにするため国営農地再編整備事業「東近江地区」着工に向けた地区調査の着手が望まれる。

(本県の取組状況と課題)

(1) 防災・減災、国土強靱化の更なる推進

■取組状況

- 「農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」や「ため池中長期整備計画」に基づき、施設の長寿命化対策、防災・減災対策を全県挙げて推進。
- 3箇年緊急対策予算や、地方単独事業にかかる事業債を積極的に活用。



被災ため池の復旧工事 (H29 台風 21 号)

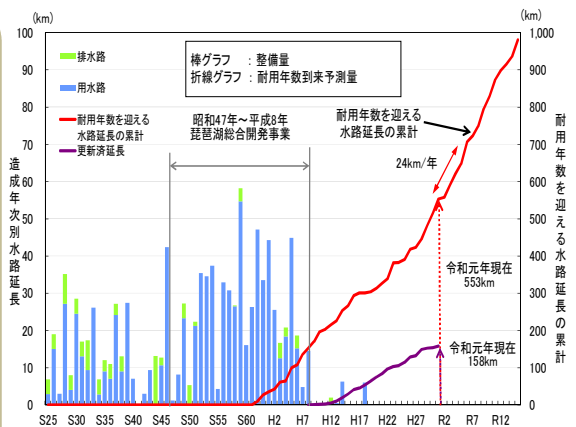


干拓地の排水機場の耐震化工事



■課題

- ➡ コスト縮減や平準化を図りつつも長寿命化対策に 10 年間で 710 億円程度の事業費が必要。
- ➡ 災害リスクの増大を受け、ため池等の防災・減災対策に 10 年間で 105 億円程度の事業費が必要。
- ➡ 基幹水路に占める圧力管が 6 割強を占める本県では、より厳格な機能診断調査が必要。
- ➡ 昨今の異常気象の頻発化・激甚化により、農業水利施設の管理手間が増大しており、適正な管理のための支援策が必要。



幹線的な水路の整備延長と標準的な耐用年数が到来する延長の推移

(2) 次世代を見据えた農地整備事業の推進

■取組状況

- 農地中間管理機構を活用し、基盤整備を契機とした担い手への農地の集積・集約化を推進。
- 農産普及部門と連携し、土地改良事業計画と高収益作物栽培計画を一体的に関係者と議論。

農地の大区画化

農地の汎用化による高収益作物の導入



無人トラクター



女性の活躍



自動給水栓



ドローン防除

■課題

- ➡ 担い手への農地の集積率は、全国高位の 62.1% (R2.2 現在)。一方、水田農業の盛んな本県では、野菜等の産出額は伸長しているものの全国的には低位。
- ➡ 水田をフル活用した野菜産地の創出を目指す東近江モデルを実現し、県下に横展開するためには次世代を見据えた大規模ほ場整備の早期着手が必要。

担当：農政水産部耕地課企画・技術管理係
TEL 077-528-3943



国土強靱化の取組の着実な推進

- ▶ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も中長期的な視点に立って取り組むため、必要・十分な予算の別枠での確保を図りたい。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) ポスト「3か年緊急対策」のための予算の確保

- ポスト「3か年緊急対策」および関連する地方財政措置を令和3年度以降も継続
- 事業期間を5か年とする中長期の明確な見通しのもと、必要な予算を別枠で確保

(2) 防災・減災、国土強靱化対策の対象事業の拡充

- 平常時・災害時を問わない安定的な経済・生活を支えるインフラ整備への拡充

2. 提案・要望の理由

(1) ポスト「3か年緊急対策」のための予算の確保

- 激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震等から住民の命と暮らしを守るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」および関連する地方財政措置の令和3年度以降の継続が必要。
- コロナ禍により疲弊した経済・社会活動を停滞・深刻化させることなく持続的に発展させていくため、また、災害復旧等から地域を支える建設産業が設備投資や担い手確保を計画的に行えるようにするため、事業期間を5か年計画とするなど中長期の明確な見通しのもと、別枠による必要な予算を確保することが必要。

(2) 防災・減災、国土強靱化対策の対象事業の拡充

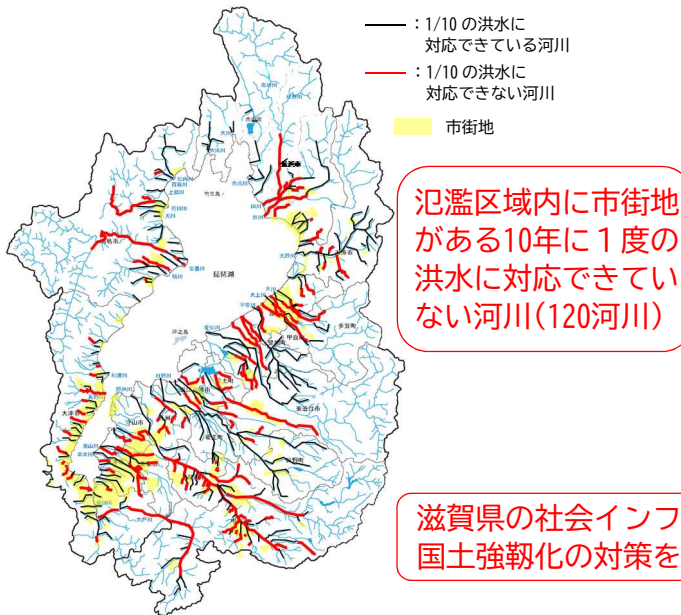
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、人流・物流ネットワークの強靱化に資する幹線道路網の整備・老朽化対策など対象事業の拡充が必要。
- 滋賀県は、モノづくり県であり、数多くの生産拠点等が集積している。これらの企業では、国内回帰の動きも見られることから、サプライチェーン再構築を支えるミッシングリングの解消・4車線化・ダブルネットワーク強化のための事業についても対象とすることが必要。

(本県の取組状況と課題)

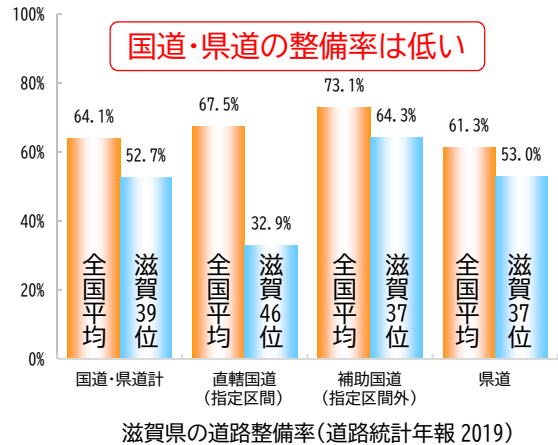
(1) ポスト「3か年緊急対策」のための予算の確保

- ポスト「3か年緊急対策」および関連する地方財政措置を令和3年度以降も継続
- 事業期間を5か年とする中長期の明確な見通しのもと、必要な予算を別枠で確保
 - ・令和6年度までを計画期間とする「滋賀県国土強靱化地域計画」を令和2年6月に改定、全19市町で「国土強靱化地域計画」を策定済み。計画的に実施するためにも中長期的な財政支援が必要。

【滋賀県の河川整備状況】



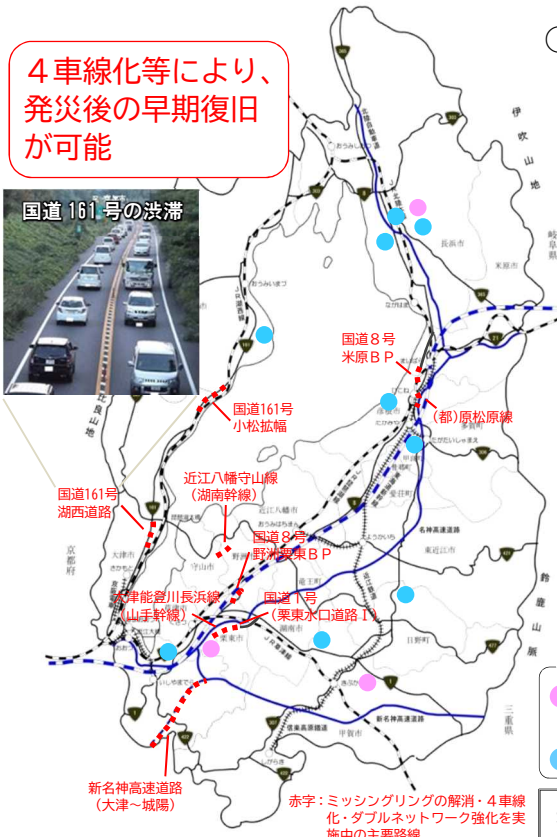
【滋賀県の道路整備状況】



滋賀県の社会インフラは、まだまだ脆弱であり、防災・減災、国土強靱化の対策をさらに強力に推進する必要がある

(2) 防災・減災、国土強靱化対策の対象事業の拡充

4車線化等により、発災後の早期復旧が可能



○平常時・災害時を問わない安定的な経済・生活を支えるインフラ整備への拡充

・発災後、迅速な復旧・復興を果たすため、緊急輸送道路等について、ミッシングリンクの解消・4車線化・ダブルネットワーク強化により、信頼性の高い幹線道路網を確立することが必要。

・ポストコロナ時代における国内回帰やサプライチェーン再構築を支えるためにも、人流・物流ネットワークの強靱化の推進が必要。

国内回帰・サプライチェーン再構築の動きあり

- ・空調設備大手メーカーが、空気清浄機の生産を中国から国内に回帰させることを決定
- ・滋賀県草津市にある「滋賀製作所」を候補に検討

凡例

- : 「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」先行審査分採択事業者 (経済産業省)
- : 「サプライチェーン再構築等支援事業」採択事業者 (滋賀県)

担当：土木交通部 監理課 TEL 077-528-4112



県土の発展と強靱化に資する道路整備の推進

- ▶ 人口減少局面を迎え、地域活性化などのストック効果を発揮し、災害への防災力を向上するため、道路施策の強力な支援を図りたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 地域の発展を支える道路整備のための予算枠拡大

- 地域の経済・生活を支える道路整備の更なる推進のための予算枠全体の拡大
- ポストコロナ時代においても、安定した生活や経済活動を支えるための幹線道路ネットワークの整備推進・強化が必要

(2) 県民生活の安全を確保する国土強靱化の継続的な推進

- 3か年緊急対策後も国土強靱化を早期に進めるための別枠予算による財政支援
- 道路インフラ施設の老朽化対策を着実に進めるための財政支援

(3) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

- 「いのち」を守る道路環境の形成への継続的な財政支援
- ポストコロナ時代を見据えた観光づくりのための自転車利用環境への重点支援

＜国土交通省の概算要求等の状況＞【概算要求】

・効率的な物流ネットワークの強化	3,999億円（対前年度比 1.03倍）
・地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備等	2,646億円（対前年度比 1.03倍）
・災害時における人流・物流の確保	2,992億円（対前年度比 1.03倍）
・将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進	7,176億円（対前年度比 1.03倍）
・踏切や通学路等における交通安全対策の推進	1,788億円（対前年度比 1.00倍）

2. 提案・要望の理由

(1) 地域の発展を支える道路整備のための予算枠拡大

- 物流・人流を活性化し、地域の発展や観光整備につながる道路整備が必要。
モノづくり県である本県では、渋滞解消による物流の効率化、生活交通の円滑化等に資する幹線道路ネットワークの継続的な強化が重要。
- コロナ禍を契機とした、企業の国内生産への回帰、それに基づくサプライチェーンの再構築を支えるための道路整備への財政支援が必要

(2) 県民生活の安全を確保する国土強靱化の継続的な推進

- 激甚化・頻発化する災害に対応するため、県の国土強靱化地域計画に基づき必要な取組を進めているところ。強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築に向け、引き続き国からの支援が必要。
- 道路インフラ施設の老朽化対策を着実に進めるため、改築系予算を確保しつつ、道路メンテナンス事業補助による強力な財政支援が必要。

(3) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

- コロナ危機を経験し、「いのち」を守ることの大切さを再認識。歩道整備などの安全・安心な道づくりについて、計画的かつ集中的に推進できるよう継続的な財政支援が必要。
- 「新たな日常」に対応し、3密にならないナショナルサイクルルート「ビワイチ」のサービス向上のため、案内施設や走行空間整備等の総合的な取組に対する重点的な支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

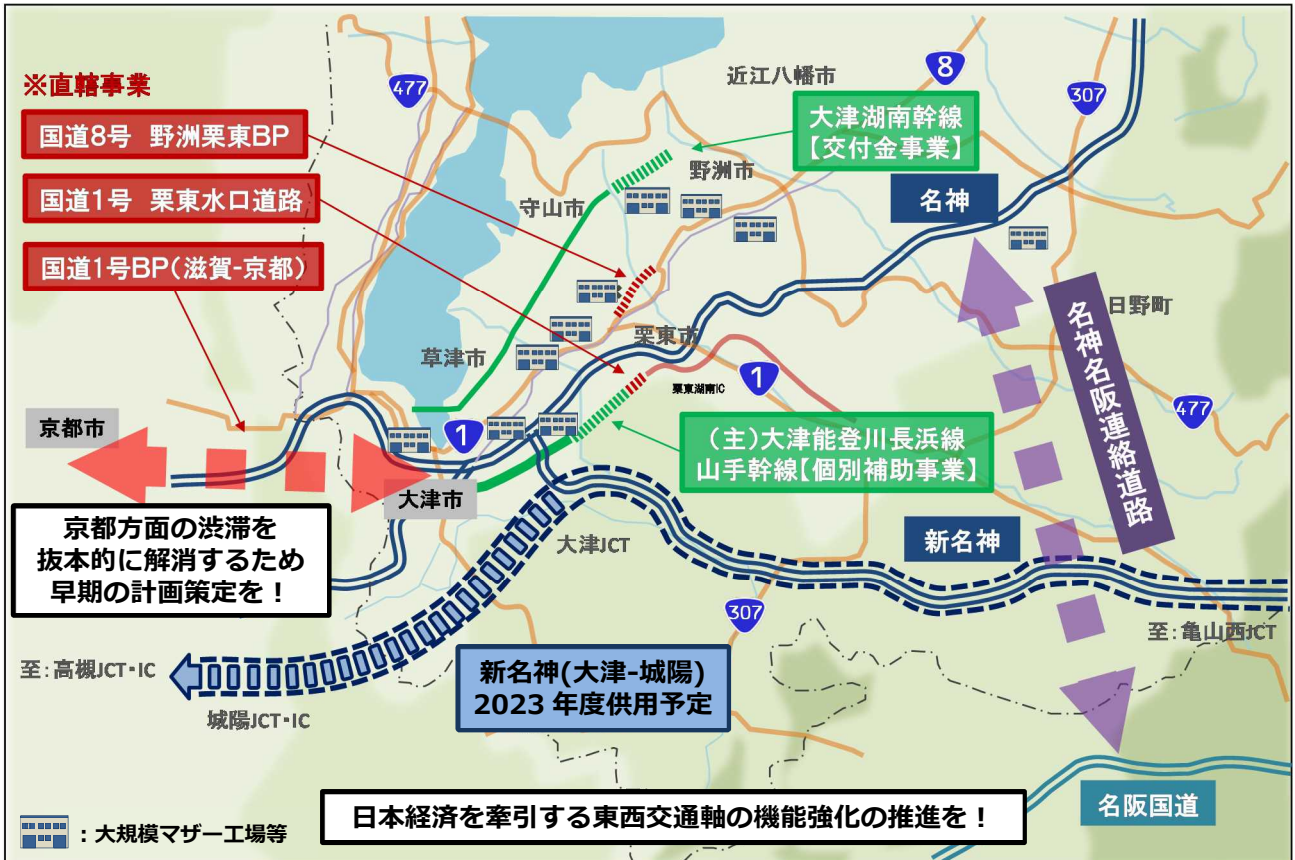
(1) 地域発展を支える道路整備のための道路予算枠拡大

○地域の経済・生活を支える道路整備の更なる推進のための予算枠全体の拡大

【新名神高速道路、直轄国道（1号・8号）、山手幹線等】

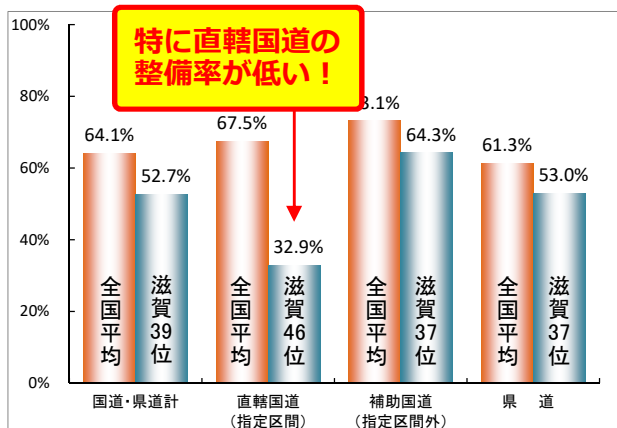
- ・ 県内総生産に占める第2次産業の割合が全国1位46.6%の**モノづくり県**である滋賀県
- ・ 特に県南部の都市部では主要渋滞箇所が集中しており、企業活動や県民生活に大きな支障
- ・ **東西の交通軸**(新名神,国道1号,8号,山手幹線)整備・強化により**新規投資**を促し、**日本経済を牽引**

モノづくり県滋賀の幹線ネットワークの整備



【滋賀県の道路整備状況】

- ・ 滋賀県の国道・県道の整備率は52.7%と低く、**全国39位**となっている



滋賀県の道路整備率(道路統計年報 2019)

【県南部地域の渋滞箇所】

- ・ 滋賀県の主要渋滞箇所71箇所のうち、**6割**が南部地域に集中している



(本県の取組状況と課題)

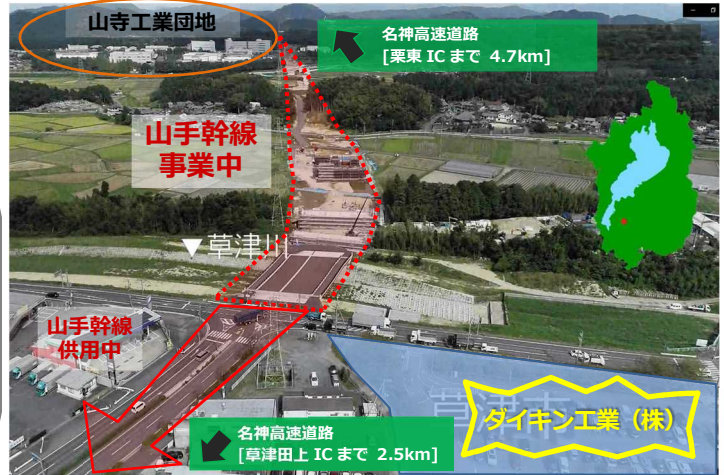
○ポストコロナ時代においても、安定した生活や経済活動を支えるための幹線道路ネットワークの整備推進・強化が必要

【新名神高速道路、直轄国道（1号・8号）、山手幹線等】

- ・ **新型コロナウイルス**の影響により人やモノの動きが分断され、社会経済活動に大きく影響
- ・ ポストコロナ時代においても、沿線企業の**国内生産への回帰**や生産拠点の再編・多元化など**サプライチェーンの再構築**を支え、地域の産業ポテンシャルをさらに引き上げるための道路整備への**財政支援**が必要

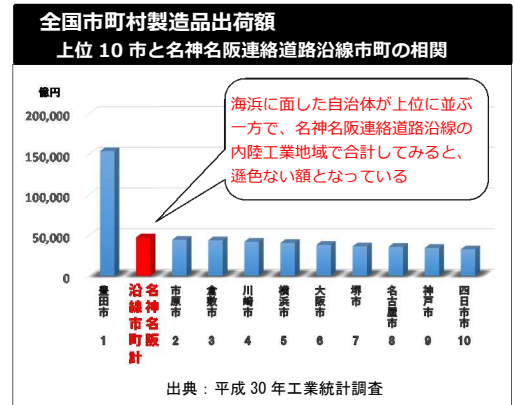
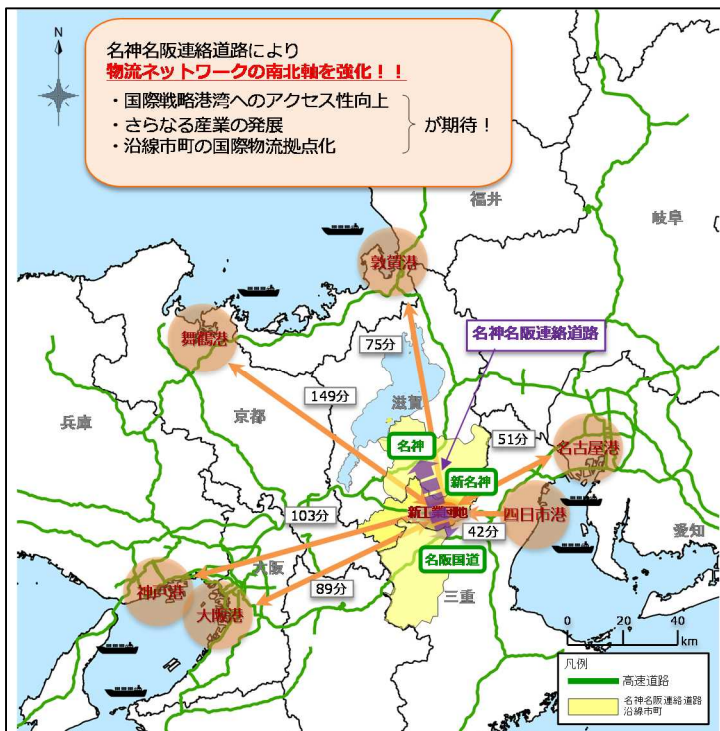
〈〈企業の声〉〉 ダイキン工業（株）
 空気清浄機の生産を、12年ぶりに
一部国内生産へ移す

- ・ 海外部品供給の分断リスクが高まり、サプライチェーンの見直しは必要。
- ・ 滋賀県にある工場は、グローバルでのマザー工場の位置付けとしている。
- ・ 製造業にとって、滋賀県は自然災害が少ないことも含めて、ポテンシャルが非常に高い。
- ・ しかし幹線道路の混雑が問題、道路整備は非常に重要。
- ・ 現在進めている山手幹線の前倒し完成を望む！



【名神名阪連絡道路】

- ・ コロナを契機に企業が国内回帰に移行する中、沿線市では名神名阪連絡道路の計画と相まって、新たに**大規模工業団地**を計画しており、今後更なる設備投資が見込まれる
- ・ **名神名阪連絡道路**は、名神、新名神、名阪国道と一体で**広域ネットワーク**を形成し、リダンダンシーの確保に資するとともに、地の利を活かし、内陸工業地域として更なる経済発展が期待できるものであり、**早期事業化**に向け、**今後増大する調査費**に対する財政支援が必要



物流を活性化し、我が国の成長エンジンとして大きなポテンシャルを有する名神名阪連絡道路の調査支援を！

担当：土木交通部 道路整備課 企画係、高速・幹線道路推進室 TEL 077-528-4132

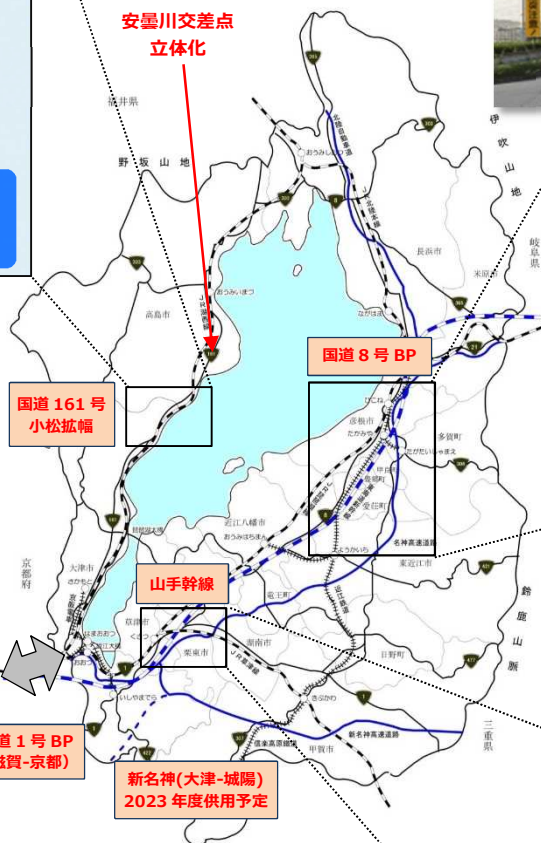
(本県の取組状況と課題)

(2) 県民生活の安全を確保する国土強靱化の継続的な推進

○ 3 か年緊急対策後も国土強靱化を早期に進めるための別枠予算による財政支援
【新名神高速道路、直轄国道（1号・8号・161号）、山手幹線】

・ 発災後、早期に広域交通を確保し迅速な復旧・復興を果たすため、緊急輸送道路等についての **ミッシングリンクの解消** や **4車線化**、**ダブルネットワーク強化** により、**強靱で信頼性の高い道路ネットワーク** を確立することが必要

国道8号（彦根-東近江）、国道161号において、平常時・災害時を問わない安定的な人流・物流を確保するため「4車線化・バイパス整備・交差点改良等」の推進を！



国道8号のバイパス整備は、平常時・災害時を問わない強固なダブルネットワークを形成！

地域唯一の幹線国道161号の4車線化は、発災後の早期復旧に資するとともに、経済・観光活動を活性化！

山手幹線の整備は、ミッシングリンクの解消にもつながり、高規格道路と合わせてダブルネットワークの強化を推進！

沿線企業の声

ヒアリング調査結果（令和2年9月）

- ・ 山手幹線が一部開通してからは、国道1号まで出ずに済むので大変革と言ってよいほど物流ルートが変わり、関西方面への出荷は圧倒的に早くなった。
- ・ 日々の渋滞緩和だけでなく、いかなる時も安定した物流が確保できている。

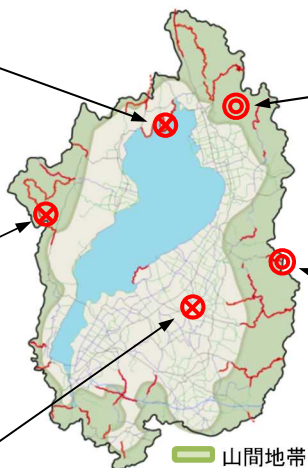


担当：土木交通部 道路整備課 企画係、高速・幹線道路推進室 TEL 077-528-4132

(本県の取組状況と課題)

【命の道】

- ・近年、頻発・激甚化するゲリラ豪雨や台風等の災害から住民の**安全安心な暮らし**と**経済活動**を守るため、孤立の解消や避難に資する**“命の道”**の整備推進が必要
- ・**防災課題箇所**の解消による**強靱で信頼性の高い道路ネットワーク**の構築に向け、引き続き**滋賀県国土強靱化地域計画**に位置付ける事業に対する**交付金・補助金の優先配分**や**加算措置**などの財政支援が必要



国土強靱化3か年緊急対策により2箇所が概成

雨量通行規制区間 29 路線 33 区間
法面要対策箇所：637 箇所
孤立想定人口：11,200 人

【雨量通行規制区間解除に向けた目標】

目標年度	解除路線数	対策箇所数	孤立解消人口
R3年度まで	7路線	7箇所	5,100人
R8年度まで	7路線	46箇所	2,300人

○道路インフラ施設の老朽化対策を着実に進めるための財政支援

- ・橋梁、トンネル等の定期点検がH30に一巡し、昨年度より二巡目の定期点検に着手しているが、修繕等の措置を講じないまま判定区分Ⅰ・ⅡからⅢへ遷移した橋梁も発生
- ・「予防保全によるメンテナンスへの転換」に向けて、次回点検までに措置すべき橋梁の対策に必要となる**今後5年の費用は、これまでの1.5倍以上**となる見込み。改築系予算を確保しつつ、**道路メンテナンス事業補助**による強力な財政支援が必要

【H31.4時点】判定区分Ⅲ橋梁：119橋
R1年度：設計15橋・工事39橋
R2年度：設計13橋・工事30橋
※H26～H30 修繕済橋梁：72橋

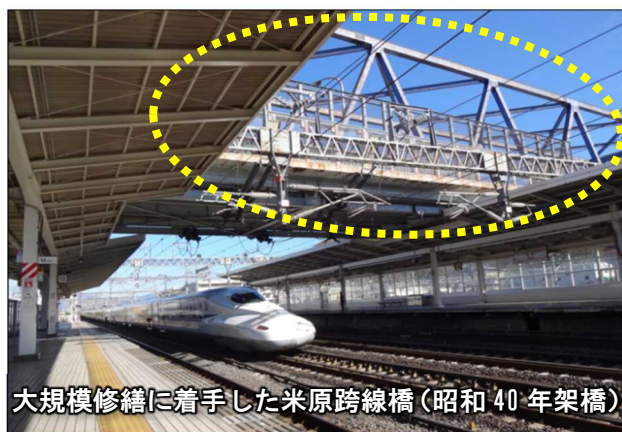
●米原跨線橋大規模修繕事業【個別補助事業】
H30年度…JR東海と協定締結し事業着手
R2年度…JR西日本と協定締結
R3年度以降で約20億円の事業費が必要

【判定区分の内訳】

		IV: 1橋
一巡目 点検結果 (H26～H30)	I・II: 2,889橋	III: 191橋 (滋賀県2m以上橋梁数: 3,081橋)
一巡目 修繕結果 (H31.4月時点)	I・II: 2,962橋	III: 119橋 (滋賀県2m以上橋梁数: 3,081橋)
二巡目 1年目 (R2.4月時点)	I・II: 2,973橋	III: 114橋 (※うち30橋) (滋賀県2m以上橋梁数: 3,087橋)

※Ⅲ判定114橋のうち、30橋はⅠ・Ⅱ判定からⅢ判定へ遷移したもの
(H31年度の点検結果で発生したもの)

判定区分Ⅳ：緊急に措置を講ずべき橋梁
判定区分Ⅲ：次回点検までに措置を講ずべき橋梁
判定区分ⅠⅡ：健全、予防保全措置が望ましい橋梁



担当：土木交通部 道路保全課 防災保全係
TEL 077-528-4133

(本県の取組状況と課題)

(3) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

○「いのち」を守る道路環境の形成への継続的な財政支援

- ・ポストコロナ時代においても、「安全・安心を支える地域づくり」を進めるため、**通学路等の安全点検・対策**に関係機関が協力し、積極的に取り組み、安全な社会の実現を一層推進することが必要
- ・通学路を含む子どもたちが活動する一定の生活エリアにおいて、歩道整備に加え、通過交通を幹線道路に転換するための交差点改良やハンプ設置等の総合的な対策を実施するため、地区内連携事業により計画的かつ集中的に推進できるよう継続的な**財政支援**が必要



幅員が狭い歩道での車道への逸脱の危険性

多くの児童が利用する歩道



学校関係者、警察等での現地検討会

関係者による現地確認と対策案の検討



側溝の蓋掛けによる歩道幅員の拡幅

○ポストコロナ時代を見据えた観光づくりのための自転車利用環境への重点支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても3密にならない「ピワイチ」では、**自転車歩行者専用道路の整備**や**統一的な案内看板の設置**など快適な自転車利用環境整備を推進中
- ・ナショナルサイクルルート「ピワイチ」の更なる**地域ブランド**、**サービスの向上**に向け、案内施設や通行空間の整備等を推進するための**財政支援**が必要

中／初級者向けコース整備
家族連れゆっくりサイクリング



自転車歩行者専用道路

計画延長：100km（～R4 目標）
整備延長：81km（R1 年度末）

上級者向けコース整備
スポーツサイクリング等

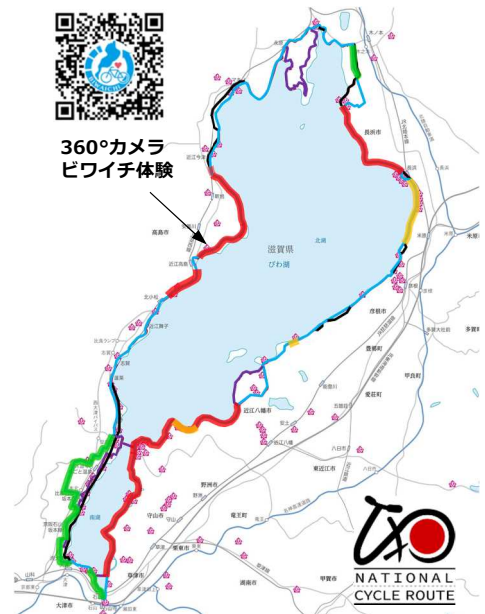


自転車通行帯の整備

計画延長：30km（～R9 目標）
整備延長：4km（R1 年度末）



360°カメラ
ピワイチ体験



- ピワイチコース
- 自転車歩行者専用道路（中／初級者コース整備）
- 車道混在（中／初級者コース整備）
- 路肩拡幅（上級者コース整備）

担当：土木交通部 道路保全課 歩行者・自転車安全係
TEL 077-528-4133

住民の命とくらしを守る治水対策の推進

11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



- ▶ 頻発化・激甚化する水害に対して、住民の命とくらしを守るため、ハード・ソフトの両面から治水施策を更に推進することができるよう、支援の拡大を図りたい。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

(1) 治水事業等関連費の予算枠の拡大

- 防災・減災、国土強靱化の更なる推進のための治水予算枠の拡大

(2) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 水災害ハザードエリアにおける安全な土地利用・住まい方の実現
- 既存ダム等における事前放流のさらなる推進

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 気候変動を踏まえた治水対策の推進と流域全体での治水安全度の向上
- 天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴う操作規則の見直しの検討

(4) ダム水源地域における活性化の推進

- 丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた地域整備等に対する支援
- 大戸川ダムにおける付替道路の令和3年度完成等による水源地域振興の推進

<国土交通省の概算要求等の状況> 【概算要求】

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| ・あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換 | 5,027億円（対前年比1.04倍） |
| ・地域における総合的な防災減災対策等に対する集中的支援 | 7,847億円（対前年比1.00倍） |

2. 提案・要望の理由

(1) 治水事業等関連費の予算枠の拡大

- 全国各地で大規模な水害が頻発する中、国土強靱化地域計画に基づく対策を早急に進めるため、3か年緊急対策後においても、別枠予算の継続・拡大、地方債（緊急自然災害防止対策事業債）による支援の継続が必要。

(2) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 浸水リスクに応じた安全な土地利用等の実現のための支援拡充が必要。
- 既存ダムでの事前放流に伴う損失補填制度の拡充が必要。琵琶湖においても湖辺域の浸水リスクの低減を図るため、事前放流の実施に向けた検討が必要。

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 気候変動による災害リスクが増大する中、琵琶湖周辺の浸水被害も考慮し、流域全体で大戸川ダムや瀬田川(鹿跳溪谷)整備などのさらなる治水対策が必要。
- 琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、天ヶ瀬ダム再開発による放流能力増強を活用し、天ヶ瀬ダム・瀬田川洗堰の操作規則を見直すことが必要。

(4) ダム水源地域における活性化の推進

- 丹生ダム中止に伴う水源地域の振興のため、地域の取組等に対する国の支援が必要。
- 大戸川ダム付替道路の令和3年度完成および交通機能確保のための交差する県道との接続道路の早期着手が必要。

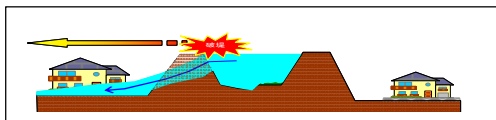
(本県の取組状況と課題)

(1) 治水事業等関連費の予算枠の拡大

○防災・減災、国土強靱化の更なる推進のための治水予算枠の拡大

- ・本県には破堤した際に被害が甚大となる天井川など堤防の高い河川や交通幹線の横断構造物が多く、**氾濫区域内に市街地があるものの10年に1度の洪水に対応できていない河川が120河川**ある。
- ・このため、3か年緊急対策の措置や県単独費の増額により、治水事業の拡大を図ってきたところであるが、更なる改修事業の推進が必要
- ・国において、今後も国土強靱化緊急対策の更なる推進に向けて別枠予算と緊急自然災害防止対策事業債（地方債制度）による継続的な支援が必要

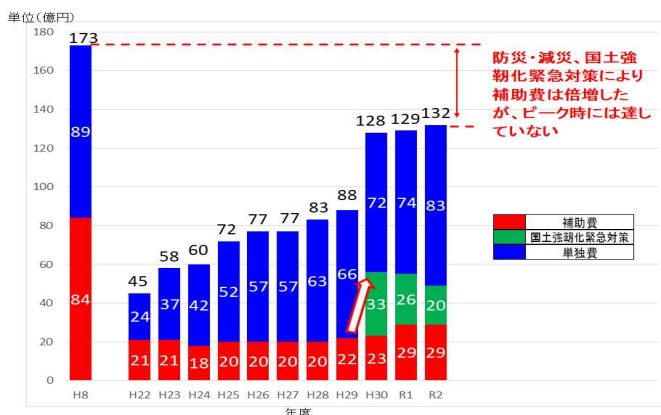
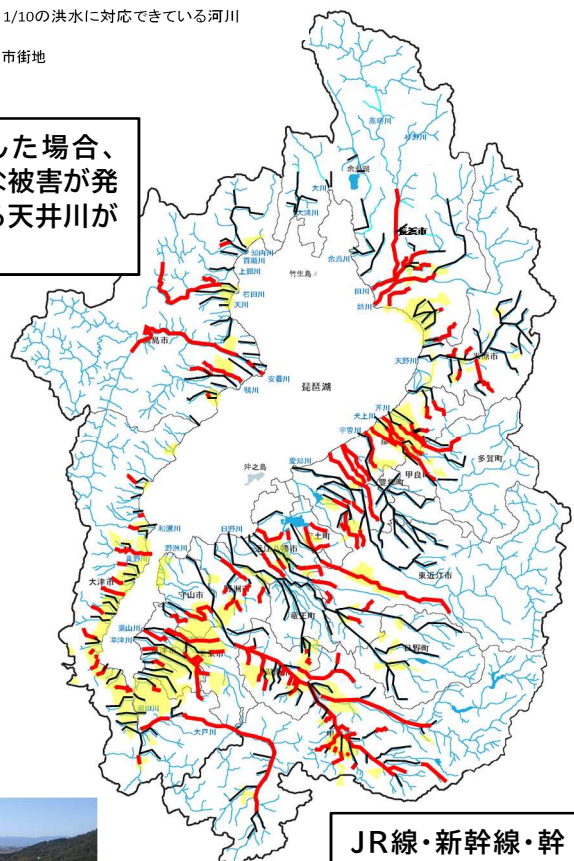
天井川の切下状況 金勝川(栗東市目川)



氾濫区域内に市街地があるものの10年に1度の洪水に対応できていない河川(120河川)

- :1/10の洪水に対応できていない河川
- :1/10の洪水に対応できている河川
- :市街地

破堤した場合、甚大な被害が発生する天井川が多い！



河道掘削、樹木伐採 野洲川(湖南市石部)



JR線・新幹線・幹線国道・高速道など、多くの交通幹線と交差しており、橋梁などを伴う河川改修に多大な費用が必要！

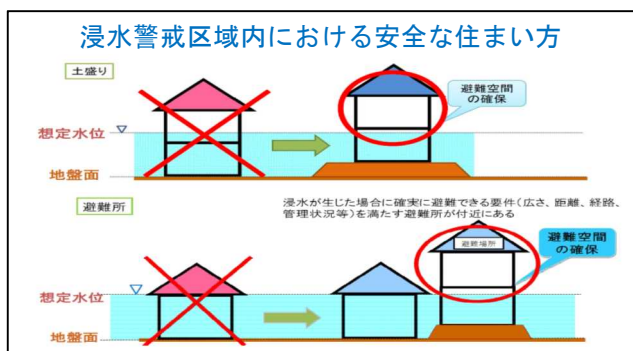
担当：土木交通部流域政策局 河川・港湾室
TEL 077-528-4157

(本県の取組状況と課題)

(2) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

○水災害ハザードエリアにおける安全な土地利用・住まい方の実現

- ・本県では、河川整備を基幹的対策とし、森林等の雨水貯留浸透機能の確保、浸水リスクの高い地域での建築制限、確実な避難のための計画策定などの対策を重層的に組み合わせ施策展開
- ・特に、安全な土地利用・住まい方の実現に向け
 - ✓ 浸水リスクが高く人命にかかわる場所（200年に一度の降雨で3m以上）は浸水警戒区域に指定し、安全な避難空間を確保できるよう建築を制限
 - ✓ 区域内における新たな建築を抑制する一方で、既存住宅における宅地嵩上げや避難場所整備の支援によりコミュニティを維持



- ・浸水リスクに応じた安全な土地利用等の実現のため、災害危険区域などの「レッドゾーン」やこれ以外の「イエローゾーン」など水災害ハザードエリア指定の考え方の明確化および土地利用の誘導方策等の検討、宅地嵩上げを含む安全な住まい方への取組に対する財政支援の拡充が必要

○既存ダム等における事前放流のさらなる推進

- ・多目的ダムの事前放流に伴う損失は、あらかじめ予測ができず、また、発生した場合の財政負担も大きいことから、損失補填制度の県所管ダムへの拡充が必要
- ・氾濫を防ぐため流域のあらゆる関係者が取組む中、琵琶湖においても、湖辺域の浸水リスクの低減を図るため事前放流の実施に向けた検討が必要
- ・利水ダムに治水機能を持たせることから、当該ダム諸量（放流量、貯水位、流入量など）を含めた河川管理者による一元的な情報発信のため、情報基盤の整備充実が必要

担当：土木交通部流域政策局 流域治水政策室
TEL 077-528-4290

(本県の取組状況と課題)

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 気候変動を踏まえた治水対策の推進と流域全体での治水安全度の向上
 - ・治水安全度の低い淀川上流域は、気候変動に伴う水害の頻発化・激甚化に対応して、**大戸川ダム・瀬田川(鹿跳渓谷)の早期整備、天ヶ瀬ダム再開発の早期完了が必要**
- 天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴う操作規則の見直しの検討
 - ・天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活用し、**瀬田川洗堰の全閉時間を短縮し制限放流量を増加**するよう操作規則を見直すことにより、琵琶湖周辺の浸水被害軽減が可能
- 社会経済的被害が甚大となる河川での直轄による事業推進



(4) ダム水源地域における活性化の推進

- 丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた地域整備等に対する支援
 - ・水源地域振興の根幹となる**県道中河内木之本線の早期整備が必要**
 - ・ダム予定地やその背後の残存山林について、**円滑な引き受けが出来るよう支援・調整が必要**
 - ・ダム中止に伴う地域振興は、地域による主体的な取り組みに対し、**交付金など引き続き支援が必要**



- 大戸川ダムにおける付替道路の早期完成等による水源地域振興の推進
 - ・狭小な**県道大津信楽線**の改良は地域の期待が大きいですが、整備に長期間要していることから、**令和3年度には完成**するとともに、交通機能確保のための**県道栗東信楽線との接続道路の早期着手が必要**



担当: 土木交通部流域政策局 水源地域対策室
TEL 077-528-4171

気候変動を見据えた土砂災害対策の推進



- ▶ 土砂災害の頻発化・激甚化を見据えた事前防災を推進するため、ハード・ソフトの両面から土砂災害対策を更に推進することができるよう、支援の拡大を図りたい。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 土砂災害対策推進のための予算枠拡大と継続的な予算確保

- 防災・減災、国土強靱化の更なる推進のための予算枠拡大と継続的な予算確保

(2) 土砂災害特別警戒区域内における採択基準緩和と財政支援

- 土砂災害リスクが特に高い区域の事前防災対策推進のための基準緩和と財政支援

(3) 住民の適切な避難行動を促すリスク情報及び伝達手段の強化

- 複合リスク下でも適切な避難行動をとるために必要な情報及び伝達手段の強化

<国土交通省の概算要求等の状況> 【概算要求】

- ・集中豪雨や火山噴火等に対応した総合的な土砂災害対策の推進 1,155 億円 (対前年比 1.01 倍)
- ・地域における総合的な防災・減災対策等に対する集中的支援 7,847 億円 (対前年比 1.00 倍)

2. 提案・要望の理由

(1) 土砂災害対策推進のための予算枠拡大と継続的な予算確保

- 頻発・激甚化する土砂災害の発生に備え、迅速な応急対応に必要な緊急輸送機能の確保や避難所、要配慮者利用施設、生活基盤等を確実に保全することが必要。
- 気候変動の影響を踏まえ、国土強靱化地域計画に基づく対策を早急に進めるため、3か年緊急対策後も、別枠予算の継続と更なる予算枠の拡大、地方債（緊急自然災害防止対策事業債）による支援の継続が必要。

(2) 土砂災害特別警戒区域内における採択基準緩和と財政支援

- 基礎調査の進捗により、深刻な被害のおそれがある区域が明らかになってきており、これらの地域の集中的な事前防災対策を推進し効果的に人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内における補助採択基準の緩和と財政支援が必要。

(3) 住民の適切な避難行動を促すリスク情報及び伝達手段の強化

- 感染症等のリスクにより従来以上に多様な避難方法が必要となる中、住民が躊躇なく適切な避難行動をとるために必要なリスク情報整備のための財政支援が必要。
- リスク情報を適時・的確に伝えるための伝達手段に関する技術的支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 土砂災害対策推進のための予算枠拡大と継続的な予算確保

- 琵琶湖と山々に挟まれた狭い区域に住宅地や重要交通網が配置される県土の制約上、被災した場合に代替ルートの確保が困難であり、その後の復旧活動や経済活動に著しい影響を受けることから、国土強靱化対策の継続的実施と事前防災としての更なる整備推進が必要。

県土の地形制約上、災害時に避難所へのアクセス路が寸断されると、住民が避難できず孤立するおそれ！

H25 年台風 18 号・流川で土石流発生。流出土砂で R161、市道が寸断。

今年の 7 月豪雨で土石流が発生！ (R2. 7. 8)
 (一部損壊：2 戸、河道閉塞、床上浸水：1 戸)
 TEC-FORCE 高度技術指導班による現地派遣を要請

(2) 土砂災害特別警戒区域内における採択基準緩和と財政支援

- 急傾斜地崩壊対策事業の採択要件（保全人家 10 戸以上かつ斜面高が 10m 以上）の対象外箇所では対策が遅れており、特別警戒区域内の人家が被災し人的被害の発生事例もある。
- 特別警戒区域内の人家等のカウント方法の見直し等、採択要件の緩和や財政支援により、被害が大きい箇所の事前防災対策を推進することで、土砂災害による人的被害を防ぐことが必要。

H25 台風 18 号により、保全人家 3 戸のうち特別警戒区域内の住宅 2 戸が全壊し、死者 1 名の被害が発生！

今年も保全人家 2 戸の特別警戒区域でがけ崩れが発生！ (R2. 6. 19)

より危険な特別警戒区域内の人家等保全対策の推進が必要！

(3) 住民の適切な避難行動を促すリスク情報及び伝達手段の強化

- 住民が躊躇なく適切な避難行動をとるために、土砂災害警戒区域の認知度向上対策（現地標識等）や土砂災害警戒情報の精度向上、防災情報システムの利便性向上等のための財政支援が必要。
- 住民に対して効果的に伝わるリスク情報や伝達手段の強化のため、国の技術的支援が必要。

住民が避難行動をとるためリスク情報整備の推進が必要！

現地標識イメージ (どこが危険か)

降雨危険度プッシュ配信 (いつが危険か)

住民へリスク情報を効果的に伝える手段の開発が必要！

行政機関

平時に伝えるリスク情報 (どこが危険か)
 防災情報マップ、現地標識、出前講座など

適切な避難行動に必要な情報伝達の強化

異常時に伝えるリスク情報 (いつが危険か)
 滋賀県土木防災情報システム、しらがメールなど

正常化バイアス (自分は大丈夫)

みんな逃げてない (みんな逃げてない)

地域住民の適切な避難 (同調性バイアス・感染症)

担当：土木交通部砂防課土砂災害防止係 TEL 077-528-4192



滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援

- ▶ 人口減少社会の到来を迎える中、持続可能なまちづくりを推進するため、旧町村の役場周辺等の「地域拠点」への支援や公園の魅力向上のための支援を図りたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 都市計画事業 予算枠の拡大

- 緑豊かで魅力的なまちづくりを進める事業の予算枠の拡大
- 3か年緊急対策後も国土強靱化を早期に進めるための別枠による財政支援

(2) 旧町村の役場周辺などの「地域拠点」への支援

- 新型コロナ危機も踏まえた「多極分散型都市構造」を推進するため、まちなかに加えて、旧町村の役場周辺などの職住近接の「地域拠点」（郊外集落）への支援

(3) 公園整備等によるオープンスペースの充実のための支援

- コロナ禍を契機とした増大する需要に対応するため、公園の魅力向上を高める取組への重点的支援

<国土交通省の概算要求等の状況> 【概算要求】

- ・コンパクトで歩いて暮らせるゆとりとにぎわいあるまちづくりの推進 752 億円（対前年比 1.01 倍）
- ・豊かな暮らしを支える社会資本整備の総合的支援（社会資本整備総合交付金） 7,277 億円（対前年比 1.00 倍）

2. 提案・要望の理由

(1) 都市計画事業予算枠の拡大

- 持続可能なまちづくりを実現するためには、「多極分散型都市構造の推進」と、賑わいを創出する「都市公園の整備推進」を行うことが重要であり、都市計画事業の予算枠拡大が必要。
- 県では、近年発生した災害の課題を踏まえ、国土強靱化地域計画に基づき必要な取組を進めており、早期整備を図るためにも国からの支援が必要。

(2) 旧町村の役場周辺などの「地域拠点」への支援

- 新型コロナ危機も踏まえた「多極分散型都市構造」の推進のためには、駅周辺等の拠点だけでなくポテンシャルの高い郊外の「地域拠点」に機能の集約を図りながら、拠点間の連携に資する投資が必要。
- このため、観光振興やまちなかとの交流の核となる「地域拠点」の生活サービス機能を維持するための関連施策への支援が必要。

(3) 公園整備等によるオープンスペースの充実のための支援

- 新型コロナ危機を契機とし、貴重な屋外空間として公園等のオープンスペースの価値が再認識され、需要も増大。
- このため、老朽化の著しい公園施設の改修や、民間活力を導入した公園整備（Park-PFI）の推進など、公園の魅力向上を図るための重点的な支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 都市計画事業 予算枠の拡大

(2) 旧町村の役場周辺などの「地域拠点」への支援

新型コロナ危機も踏まえ、都市部と郊外集落が共に持続的に維持向上する「多極分散型都市構造」を推進するため、職住近接の地域拠点への支援を！

<広域で合併した自治体の例>

○東近江市 地域拠点 (五個荘、永源寺、湖東、愛東、蒲生)

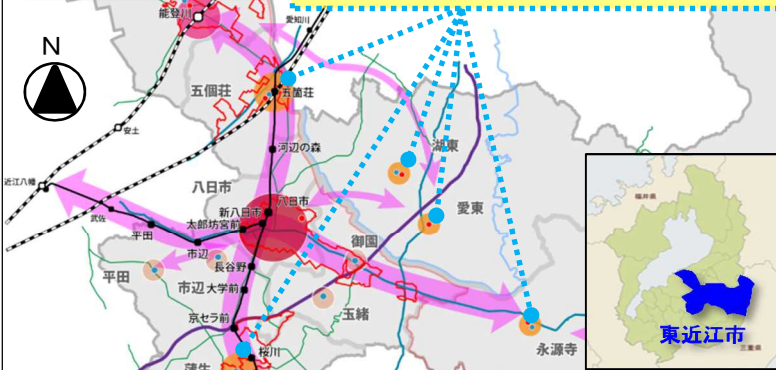


◆生活サービス機能維持

→バスステーションの整備、コミュニティセンターの改築、テレワーク拠点の整備等

◆観光振興のための施設整備

→修景舗装、広場整備等



<東近江市 立地適正化計画>



県内地域拠点住民や市町職員の声

・昔は役場があった地域の拠点なのに、田舎は切り捨てられてしまうのか・・・。
 ・せめて、まちなかへ向かうみんなが利用するバス停には、休憩所がほしい。
 ・最低限の日用品、食料品を扱う商店や診療所は近くにあってほしいなあ。(地元住民)

・昔ながらの地場産業や小規模な観光拠点を維持向上する支援がほしいです。
 (市職員)

・まちなかの発展はもちろんですが、郊外の拠点となる地域においても、地域に根ざした産業に従事する方が、安心して住み続けられるような支援が必要です。
 (合併市職員幹部)

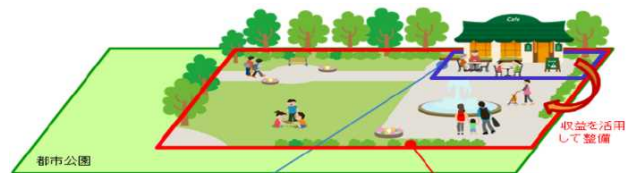
(3) 公園整備等によるオープンスペースの充実のための支援

コロナ禍を契機とし、貴重な屋外空間として公園等のオープンスペースの価値が再認識されており、増大する需要に対応するため、公園の魅力を高める取組への支援を！

老朽化の著しい公園施設の改修等に対する重点支援を！

民間活力を導入した公園整備 (Park-PFI) に対する重点支援を！

【 県営都市公園施設の設置経過年数 (2019 年度末) 】



	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)
従前	民間資金	公的資金
新制度	民間資金	収益を充て 公的資金

担当：土木交通部都市計画課都市計画係
 TEL 077-528-4182



地域公共交通再生に向けた取組支援

- ▶ 人口減少・少子高齢化、高齢運転者による交通事故の社会問題化など、地域公共交通の社会的役割が増大しており、その維持のための支援をお願いしたい。

【提案・要望先】国土交通省・財務省

1. 提案・要望内容

(1) 地域鉄道再生を促す支援制度の創設

- 利用者の減少等により経営努力のみでは事業継続が困難となる中、地域を挙げて再生・活性化を進めている地域鉄道に対して、利便性向上・利用促進の取組に係る新たな支援制度の創設と設備整備に要する経費への優先配分
- 地域公共交通が社会インフラとして将来にわたり維持・存続されるよう、社会全体で支える新たな仕組みについての検討に着手

<国土交通省の概算要求等の状況> 【概算要求】

・危機に瀕する地域公共交通の確保・維持

336 億円（対前年比 1.48 倍）

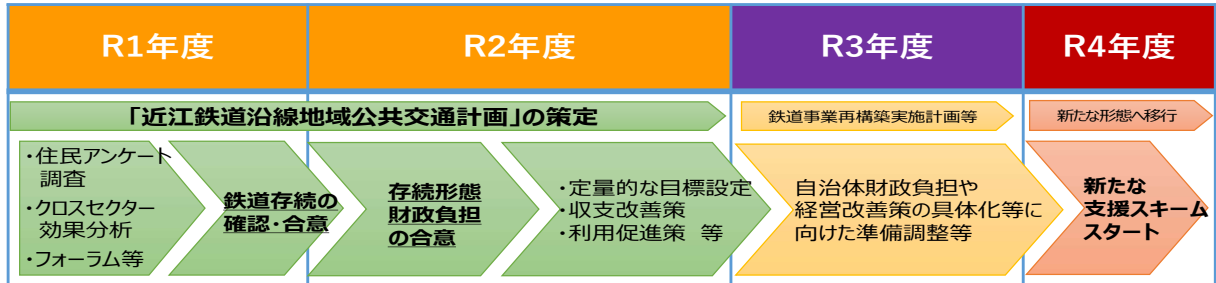
2. 提案・要望の理由

- 本県の5市5町を運行している近江鉄道は、設備が老朽化するとともに利用者が減少し、事業者の経営努力だけでは事業継続が困難な状況。新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受け、さらに厳しい状況となっている。
- 近江鉄道の事業が廃止されると、地域社会全体への大きな影響が懸念されることから、再生のための法定協議会を昨年度設置。
利便性向上・利用促進・存続形態など鉄道存続のための地域の取組についての議論に着手したところ。
- 存続形態の決定前に、将来の公的負担を小さくできるよう、サービスを改善し、利便性向上や利用促進に係る様々な取組を機動的に行える新たな支援制度を創設するほか、経営改善に資するよう設備整備に要する経費についても予算の優先配分が必要。
- 地域公共交通は、利用者の移動手段としてだけでなく、地域の福祉、医療、教育、商業、観光などの面でも重要な役割を果たしており、今後も維持していくためには利用者以外による費用負担についても検討する必要がある。

(本県の取組状況と課題)

(1) 地域鉄道再生を促す支援制度の創設

【近江鉄道にかかるスケジュール】



令和元年 11 月 「地域公共交通活性化再生法」に基づく、「近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会（法定協議会）」を設置。将来の近江鉄道線および県東部地域の公共交通ネットワークのあり方について協議を開始。

令和 2 年 3 月 法定協議会において、近江鉄道線を全線存続するために、利便性向上・利用促進・存続形態等について検討していくこととした。

【現行の支援制度】

地域公共交通網形成計画の策定

→地域公共交通調査事業（計画策定事業（地域公共交通協働トライアル推進事業）
（国 1/2 補助、法定協 1/2 補助）

線路設備、信号保安設備、電路設備、変電所設備、停車場設備等

→鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

（国 1/3 補助→R1、R2 年度実績は 1/4、県 2/9 補助、市町 1/9 補助）

【本提案により目指す姿】

- 近江鉄道線の存続のための機運醸成、利用促進の取組による再生に向けた検討、関係者間における財政負担についての合意形成などによる、広域にまたがる地域公共交通の維持
- 将来に向けて地域公共交通のインフラを維持するための財源を確保することで、地域活性化、国土強靱化に対応

地域の交通軸を事業廃止前に再生・活性化していく全国のリーディングモデル

担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室 TEL 077-528-3685
交通戦略課交通企画係 TEL 077-528-3680



広域幹線鉄道ネットワークの維持・改善

- 国土の均衡ある発展と強靱化を図るため、北陸新幹線の整備を促進するとともに、開業による効果の最大化を図るための取組を支援されたい。

【提案・要望先】国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

- これまで経営分離された「並行在来線」には、整備新幹線の通らない県や大都市近郊区間の在来線はない。

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業に伴う北陸・中京間のアクセスの向上

- 北陸・中京間の結節点である米原駅発着の新幹線の増便、敦賀・米原間のリレー快速の運行開始などにより、アクセスの向上を図ること。

2. 提案・要望の理由

(1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

- これまでの整備新幹線で、新幹線の通らない県で「並行在来線」の事例はない。
 - 大都市近郊区間の在来線が「並行在来線」として経営分離された事例はない。
- 以上の理由から「並行在来線」は存在しないと考える。

【同趣旨の要望】

- ◇ 関西広域連合「北陸新幹線（敦賀・大阪間）の早期開業に関する要望書」（R1.11）
 - ◇ 近畿ブロック知事会「国土強靱化及び地方創生・生産性向上に資する高速交通インフラ整備の推進について」（提言）（R1.12）
- 「北陸新幹線については、（略）早期に必要な財源を確保すること。あわせて、整備に伴う並行在来線は、存在しないことを確認すること。」

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業に伴う北陸・中京間のアクセスの向上

- 「敦賀」開業後は、「北陸新幹線」－「敦賀～米原（北陸本線）」－「東海道新幹線」で輸送力に差異が生じ、利用者の円滑な移動に支障をきたすこととなる。
- 北陸新幹線の敦賀開業の効果を広域に発現させるとともに、本県経済の発展につなげる必要がある。

(本県の取組状況と課題)

(1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

① これまでの整備新幹線で、新幹線の通らない県内で「並行在来線」として扱われた事例はない。



② 大都市近郊区間の在来線が「並行在来線」として経営分離された事例はない。



例：九州新幹線
博多・八代間
は鹿児島本線
として存続

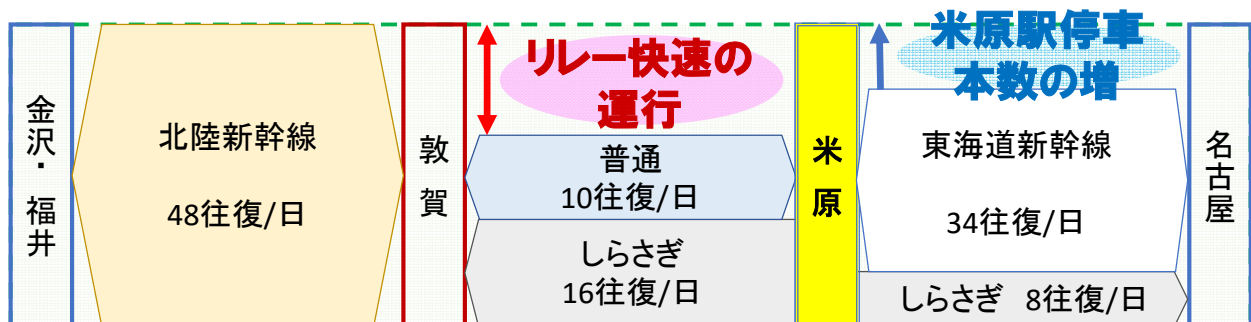
(2) 北陸新幹線「敦賀」開業に伴う北陸・中京間のアクセスの向上 (敦賀開業時の課題)

- ・北陸新幹線の金沢 - 敦賀間の運行本数は48往復/日と想定されているのに対し、敦賀～米原間はしらさぎと各駅停車で計26往復/日、米原～名古屋間は東海道新幹線と特急「しらさぎ」で計42往復/日であり、輸送力のミスマッチが生じる。



(対策案)

- ① 特急「しらさぎ」を補完する「リレー快速」等の運行
- ② 東海道新幹線「米原駅」停車本数の時間あたり1本増 (2本/時→3本/時)



☆ 北陸新幹線の開業効果がより広域に発現し、本県経済の発展につながるよう、東海道新幹線米原駅の積極的な活用が必要。

担当：土木交通部交通戦略課交通プロジェクト係
TEL 077-528-3684



浄化槽設置整備事業における 財政的支援の充実

- ▶ 浄化槽設置整備事業において、令和元年度から補助対象外となった合併処理浄化槽の更新・改築に係る事業を交付対象に追加されたい。

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

(1) 浄化槽設置整備事業の交付対象の充実

- 令和元年度から補助対象外となった合併処理浄化槽の更新・改築に係る事業を交付対象に追加

<概算要求等の状況>

【環境省】浄化槽設置整備事業（循環型社会形成推進交付金） 86億円（+事項要求）
（R2当初予算 96億円 （R1補正予算10億円と合わせ 106億円））

2. 提案・要望の理由

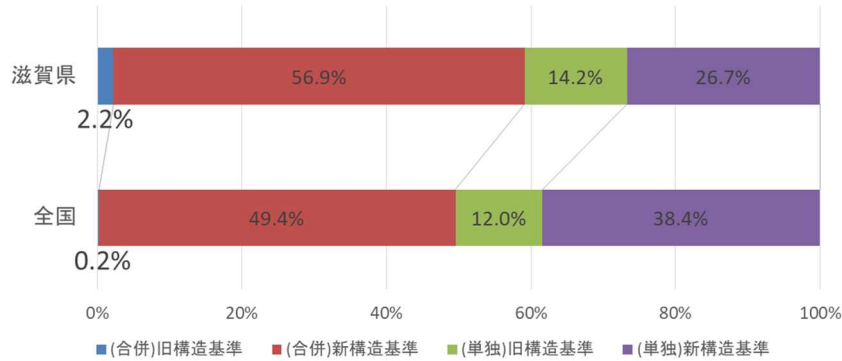
- 国の浄化槽設置整備事業実施要綱の改正により、汚水処理未普及解消の観点から、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽へ転換することに予算を重点化することとされ、限られた財源を活用するため、合併処理浄化槽の更新・改築に係る事業が交付対象外となった。
- 本県においては、琵琶湖をはじめとする公共用水域を保全するため、早くから合併処理浄化槽の設置を推進してきた。
- さらに、平成8年に滋賀県生活排水対策の推進に関する条例を制定し、全国に先駆けて集合処理地域以外への合併処理浄化槽の設置を義務付けるなど、全国平均に比べ合併処理浄化槽の設置割合が高い。
- 琵琶湖をはじめとする公共用水域を保全するためには、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、老朽化した合併処理浄化槽の更新・改築を推進する必要がある。

(本県の取組状況と課題)

(1) 県内の浄化槽の設置状況

	全基数	合併処理浄化槽		単独処理浄化槽			
		旧構造基準	新構造基準	旧構造基準	新構造基準		
滋賀県	32,565	19,259	718	18,541	13,306	4,610	8,696
	100%	59.1%	2.2%	56.9%	40.9%	14.2%	26.7%
全国	7,555,190	3,745,513	16,244	3,729,269	3,809,677	908,666	2,901,011
	100%	49.6%	0.2%	49.4%	50.4%	12.0%	38.4%

県内の浄化槽の設置状況(H31.3月現在)



- 本県では、早くから合併処理浄化槽の設置に取り組んできたこともあり、合併処理浄化槽の設置割合は全国平均と比べて9.5%高い約59%となっている。
- また、昭和56年以前に設置された旧構造基準の合併処理浄化槽の基数は平成31年3月末現在2.2%であり、全国平均の0.2%を大きく上回っているため、合併処理浄化槽の老朽化による機能低下が懸念される。
- 浄化槽の耐用年数は30年程度と言われているが、30年前の平成2年度における全国の浄化槽全体の設置基数約684万5千基のうち3.0%が合併処理浄化槽であるのに対し、本県では全体の設置基数約5万6千基のうち7.7%が合併処理浄化槽であるため、全国に比べると、今後、更新時期を迎える浄化槽の割合が高くなる。
- 従来、補助対象となっていた合併処理浄化槽の更新・改築が対象外となることにより更新・改築が進まず、水質保全に影響を及ぼすことが想定される。
- 汚水処理未普及を解消し、琵琶湖をはじめとする公共用水域を保全するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、老朽化した合併処理浄化槽の更新・改築についても推進していく必要がある。

(2) 更新・改築に係る今後の見通し

- 現在15市町において浄化槽設置整備事業を実施しており、合併処理浄化槽の更新・改築が補助対象外となった令和元年度以降も浄化槽管理者等から更新に係る問い合わせがあるため、今後も更新・改築に対する需要が多数あると見込まれる。



担当：琵琶湖環境部循環社会推進課循環調整係
TEL 077-528-3471

時代の変化に対応する警察活動推進体制の整備

- 安全な暮らしの実現には、治安維持対策は必須。国民一人一人が豊かに暮らせる環境を築くためにも、常に変化する時代に対応する警察活動推進体制を支援されたい。

【提案・要望先】 国家公安委員会、警察庁、総務省

1. 提案・要望内容

本県の治安情勢に的確に対応するために必要な警察官の増員

- 県民生活の安全と地域社会の平穏を確保するために必要な警察活動推進体制の確立に向け、警察官の増員措置を講じられたい。

2. 提案・要望の理由

○ 緊急に対処すべき課題が山積

- (1) 高齢ドライバーによる事故率の上昇

交通事故件数が減少傾向にある一方、高齢者が事故当事者となる交通事故は年々増加（H18：19.6% → R1：31.0%）

- (2) 児童虐待事案の増加

4年連続で増加（H27：148件→R1：1,229件）

潜在化しやすい事案であるため、警察官による児童の直接確認と、児童が死亡するなど事態が深刻化する前に児童を救出・保護するための即応体制が不可欠

- (3) 高止まりする特殊詐欺の被害額

平成23年以降、特殊詐欺の被害金額は高止まりしており、過去9年間の年平均被害額は約3億8,000万円と、高齢者に与える不安は多大

- (4) 大規模な警衛対策

令和4年には第72回全国植樹祭、令和7年には第79回国民スポーツ大会等の開催を控え、皇族の来県に伴う大規模な警衛対策が必要となるなど、人口負担率が極めて高い当県警では準備体制を構築する事により生じる通常業務への影響が多大

○ 県民1人あたりの警察官が少ない

当県警察の警察官1人あたりの負担人口は622人（全国ワースト3位の負担率）

負担人口500人までには、558人の増員が必要

※ 「警察刷新に関する緊急提言」（H12）において、“警察官1人あたりの負担人口が500

人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある”と言及

人口減少率が全国平均と比べて低く、今後も高い人口負担率を維持

○ 全国的にも数少ない社会増加傾向

総務省統計局の人口推計結果（令和元年10月1日現在）によると、総人口が減少傾向にある中、滋賀県は、全国的にも数少ない人口増加傾向にある7都県中6番目の人口増加率であり、全国的に前年比の人口増減率が減少から増加に転じたのは滋賀県のみ

○ 県民の要望・関心が極めて高い

県議会により警察官増員にかかる意見書が内閣総理大臣等あてに提出

例年の各定例会において、警察官の増員に関する質問が行われているほか、各市町要望でも増員が要望されるなど、県民のニーズが極めて高い

(本県の取組状況と課題)

- 本県における警察活動推進のための取組
 - ・ 運転免許課の体制を強化し、これまで平日は受理出来ていなかった運転免許証の自主返納に関する体制を強化
 - ・ 県内すべての児童相談所に現役警察官が出向し、各機関との連携を強化
 - ・ 予算特別枠による児童虐待防止啓発活動や、被害児童の精神的負担を軽減するためのモニタリング機器の整備
 - ・ 特殊詐欺多発注意報、特殊詐欺多発警報を出すなどして積極的な注意喚起を実施
 - ・ 県の地勢等から被留置人の集中護送が困難であったところ、試行実施を重ね、平成30年度から繁忙な湖南地域の警察署に限った集中護送を本格化し、護送に係る警察署の負担を軽減



これらの取組だけでは根本的な解決は困難

○ 警察活動推進体制強化における課題

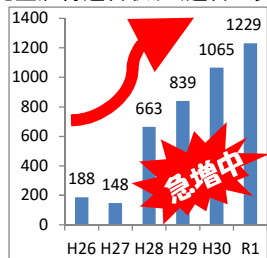
時代の変化に伴う本県の新たな課題への根本的な対応が必要

【全国的にも数少ない社会増加傾向】

総人口が減少傾向の中、本県は、全国的にも少ない人口増加傾向。
全国的に前年比人口増減率が減少から増加に転じたのは滋賀県のみ。
(総務省統計局・人口推計結果R1.10.1現在)

人口増減率 順位	都道府県	人口増減率		人口増減率 順位	都道府県	人口増減率	
		R1	H30			R1	H30
1	東京都	0.71	0.72	5	愛知県	0.21	0.16
2	沖縄県	0.39	0.31	6	滋賀県	0.11	-0.01
3	埼玉県	0.27	0.28	7	千葉県	0.08	0.14
4	神奈川県	0.24	0.20	8	大阪府	-0.04	-0.12
-	全国平均	-0.22	-0.21				

【児童虐待通告状況(通告人員)】

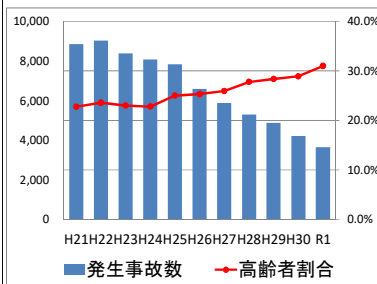


【未成年の比率】

2位 滋賀県 19.3%

※通告件数に係る警察官1人あたりの負担率もワースト5位(暫定)

【高齢者事故率の上昇】



※交通事故自体は減少しているものの、65歳以上の高齢者が当事者となる事故の割合は年々増加している。

【警察官1人あたりの免許証保有者数負担】

順位	都道府県	人数
1位	茨城県	425.4
2位	長野県	423.6
3位	滋賀県	422.3
4位	静岡県	410.7

※小規模県の当県は、警察官1人あたりの免許証保有者数の負担が全国的にも高い。

順位	都道府県	増減率
1位	東京都	0.71%
2位	沖縄県	0.60%
3位	愛知県	0.12%
4位	埼玉県	0.07%
5位	福岡県	0.06%
6位	千葉県	0.05%
7位	滋賀県	0.03%
8位	神奈川県	0.01%
9位	大阪府	-0.02%

※更に一昨年に比べ滋賀県の免許証保有者数の増減率は、**全国7位**。(全国的に保有者数が減少する中、増加した県は滋賀を含む8都県)

この他の特殊詐欺被害防止対策や大規模警衛に向けた準備体制の構築は必要不可欠
近年の警察官増員を得ても人口負担の全国平均との乖離は改善されず、各種事案の負担率も高く、いずれも今後の人口水準の変化によって、更に拡大するおそれがある。

**これら課題を解決するためには、
警察官の増員が必要不可欠**

担当：警察本部 警務課 企画係
TEL 077-522-1231

自然公園における廃屋対策に係る法制度の整備 および財政支援制度の創設

- 自然公園における廃屋の増加は、公園機能の低下、景観の悪化、危険性の増大をもたらしているため、撤去等を円滑に行えるよう法制度の整備および財源支援制度の創設を図られたい。

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

(1) 自然公園内の廃屋の撤去に向けた法制度の整備

- 国立公園・国定公園内で、廃屋の撤去等を円滑に行うための法制度の整備

(2) 廃屋の撤去を行うにあたり財政支援制度の創設

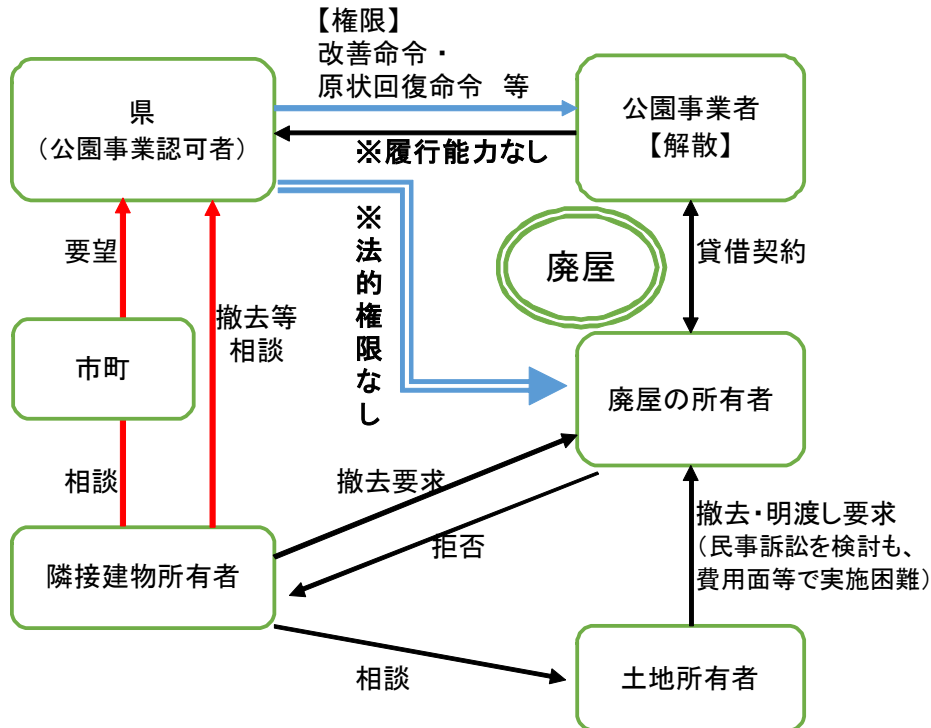
- 国立公園・国定公園・県立自然公園内で、廃屋化した建物の撤去に係る費用を財政的に支援する制度の創設

2. 提案・要望の理由

- 県内の自然公園事業施設等については、宿泊施設等の廃屋化が進行しており、公園利用に係る機能の低下、景観の悪化のみならず、公園利用者や近隣建物等の安全性が脅かされる事態が生じている。
- 自然公園法上は改善命令・原状回復命令・罰則等の法的措置が規定されているが、相手方が既に履行能力を失っている場合がほとんどであり、命令等を行っても実行性は乏しい。
- また、土地所有者が建物所有者に対して建物の撤去・土地の明渡請求訴訟を行うことが可能であるが、裁判手続きや関係者との調整等の手続きが煩雑で長期間かかること、裁判費用が多額となること、さらには権利者の確認に労力を要する場合などもあり、容易には進められない。
- 公園事業者や土地所有者に代わり、国・地方公共団体が土地の取得や廃屋の撤去を円滑に行えるよう、関係法令を整備するとともに、地方公共団体が撤去等を実施する場合は、多額の費用を賄うために国が財政支援を行う仕組みを策定することが必要である。

(本県の取組状況と課題)

●本県における廃屋の一例



- ・廃屋の老朽化により隣接の建物が破損するおそれがあり、所有者から県に撤去等の協力依頼。
- ・公園事業者は資産保有会社から施設等を賃借し事業を運営していたが、解散している。
- ・公園事業者と施設所有者とは別法人であり、自然公園法上の改善命令等を施設所有者に行うことはできない。
- ・また、県は事業者に対して、自然公園法上の権限があるが、事業者は解散しており、撤去に向けた実効性のある対応を取ることは難しい。
- ・廃屋撤去には億単位の財政負担が発生する。

[参考写真] 廃屋の状況(左：部材が剥落

右：隣接建物近くに部材が落下)



担当：琵琶湖環境部自然環境保全課
自然公園・企画係
TEL 077-528-3481



新型コロナウイルス感染症を踏まえた 持続可能な地方税財政基盤の確立

- 新型コロナウイルス感染症や、「新しい生活様式」に対応していくためには、必要な財政需要には適切に対応しつつ、持続可能な地方税財政基盤を確立し、次世代に引き継いでいくことが必要である。

【提案・要望先】 総務省・消防庁

1. 提案・要望内容

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 交付税率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実および臨時財政対策債の廃止・縮減

(2) 防災・減災対策の推進

- 「緊急防災・減災事業」「緊急自然災害防止対策事業」の延長

(3) 公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実

- 老朽化対策に係る地方財政措置の延長・拡充

(4) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 事業活動等の実態を反映した地方法人課税制度の検討
 - ・ 応益課税の性格を踏まえた法人事業税の分割基準の見直し
 - ・ デジタル課税に係る新たな地方法人課税制度の検討

＜総務省の概算要求等の状況＞※「令和3年度地方財政収支の仮試算」

【概算要求】 地方交付税 16.2兆円 (R2:16.6兆円)、臨時財政対策債 6.8兆円 (R2:3.1兆円)

※経済情勢の推移、税制改正の内容、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費の取り扱いを含めた国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程で調整する。

【税制改正大綱】 国際課税にかかる経済のデジタル化への対応 (R2 与党)

2. 提案・要望の理由

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的改革等、および、新型コロナウイルス感染症による需要の増を適切に反映した上での地方交付税総額の確保・充実が必要

(2) 防災・減災対策の推進

- 「緊急防災・減災事業」「緊急自然災害防止対策事業」については、事業年度を令和2年度までとされているが、頻発する災害被害の状況等を踏まえて、防災減災対策をさらに推進する必要があることから、期限の延長が必要

(3) 公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実

- 公共施設等の老朽化対策に係る、将来の地方財政負担の縮減・平準化のため、長寿命化対策に対する財政措置の延長および拡充（公用の建築物への拡充）が必要

(4) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 法人事業税の分割基準については、フランチャイズ企業等、事業形態の多様化と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源帰属の適正化を図ることが必要
- デジタル課税に係る新たな国際ルールの制定により、日本に帰属する法人の利益が増加する場合は、それを国税のみならず、地方税にも適切に反映させることが必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 県は、「滋賀県行政経営方針2019」を定め、歳入・歳出両面から収支改善に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症による財政需要の拡大に加え、社会保障関係費の増嵩や老朽化対策、国土強靱化対策など、拡大する行政需要に適切に対応するため、地方税財源の確保・充実が不可欠である。

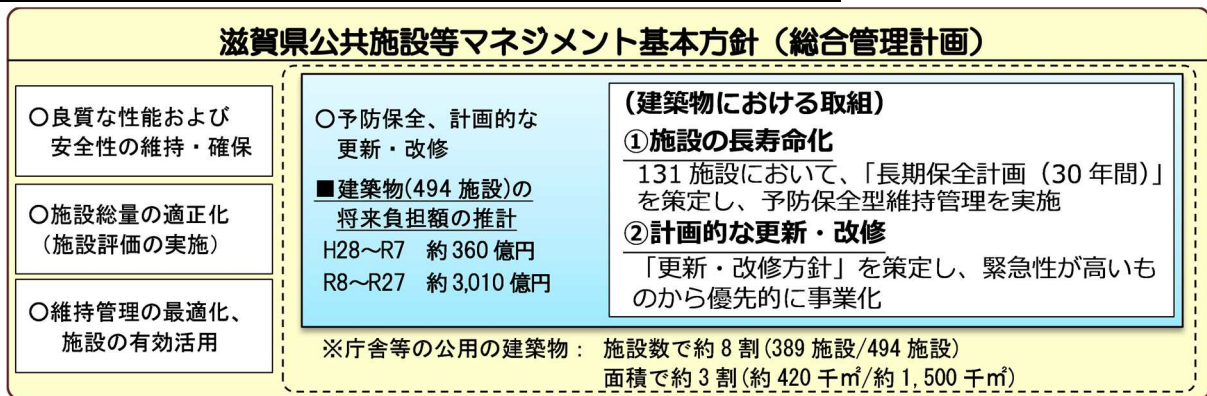
(2) 防災・減災対策の推進

- 県や市町では、「緊急防災・減災対策事業」「緊急自然災害防止対策事業」を活用し、地域の防災・減災対策を推進してきたところであるが、全国で頻発する災害被害の実態を踏まえ、適宜適切な対応を継続するため、事業の延長が必要である。

(活用実績および予算額)

- ・ 緊急防災・減災事業債 (H27～R2) 県：約 98 億円 市町：約 167 億円
- ・ 緊急自然災害防止対策事業債 (R1、R2) 県：約 48 億円 市町：約 3 億円

(3) 公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実



- 個別施設計画に基づき、着実に老朽化対策を進めるため、公共施設等適正管理推進事業の延長が不可欠である。
- 自然災害が頻発するなか、災害時における支援や受援、復旧や復興に係る継続的な行政サービス提供のための重要な拠点となる県や市町の庁舎についても、計画的な老朽化対策を進めていく必要があり、同事業の対象とする拡充が必要である。

(4) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- フランチャイズ店舗では事業活動により生み出された収益の一部がロイヤリティとして本部企業の収益になる一方で、当該店舗は本部企業の分割基準の対象とならないなど、事業活動に応じた税収が県に十分に帰属していない。

要望内容：フランチャイズ企業においてはフランチャイズ店舗を本部企業のみなし事業所とするなど、企業の組織形態や事業活動の変化に対応した分割基準の見直しを図ること

- 既存の国際課税原則では適正な課税が困難である企業に対する新たな課税(デジタル課税)に係る国際的なルールの制定作業がOECDで進められているところであるが、その結果が地方税制へどう反映されることになるのかが不透明である。

要望内容：新型コロナウイルス感染症により、電子商取引等は拡大が続くと見込まれる。新たな国際ルール制定時には、国税のみならず、地方税収に適切に反映される法人課税制度を検討すること。

担当：(1)(2) 総務部財政課財政企画係／市町振興課理財係 TEL 077-528-3182／3237
 (2) 知事公室防災危機管理局管理・情報係 TEL 077-528-3430
 (3) 総務部行政経営推進課経営企画係／市町振興課理財係 TEL 077-528-3290／3237
 (4) 総務部税政課企画管理係 TEL 077-528-3211